



■ 会長・支部長 新年挨拶

■ 特 集

- 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の解説
- 民法改正等に伴う建設工事標準下請契約約款改正の概要
- 建設キャリアアップシステムの登録状況と運用実態
- 防水施工技能者の能力評価基準

■ レポート紹介

- 「防水施工管理技術者」資格更新レポート優秀作

■ トピックス

- 研修会、講習会等報告
- 全防協関係の受章者・表彰者紹介
- 新たな防水工の建設マスター・建設ジュニアマスター誕生
- 第7回 日中韓 防水シンポジウムに参加して
- 2019年度登録防水基幹技能者講習 合格者発表

目次

新年挨拶

技能の見える化で魅力を創出	
高山 宏 会長	7
【全国各支部長】	8
片山英男・葛西秀樹・内田浩文・山本康敬・森田直幸	
山崎睦治・長島隆良・三崎義一・津上和由	

特 集

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の解説	13
民法改正等に伴う建設工事標準下請契約約款改正の概要	18
建設キャリアアップシステムの登録状況と運用実態	21
防水施工技能者の能力評価基準	24

レポート紹介

「防水施工管理技術者」資格更新レポート 優秀作	28
-------------------------	----

トピックス

研修会、講習会等報告	32
全防協関係の叙勲、褒章、大臣表彰者紹介	34
新たな防水工の建設マスター・建設ジュニアマスター誕生	36
第7回 日中韓 防水シンポジウムに参加して	36
2019年度登録防水基幹技能者講習 合格者発表	37

資 料

都道府県別公共工事設計労務単価金額推移(防水工)	39
業種別許可業者数15年間推移	40
年度別「防水施工」技能士資格取得状況	41
防水施工技能検定協力団体	42
(一社)全国防水工事業協会 賛助会員・特別会員名簿	44
各都道府県防水組合等一覧	47
編集後記／広告索引	48
◆2020年度通常総会日程	48

技能の見える化で魅力を創出

一般社団法人 全国防水工事業協会
会長 高山 宏



明けましておめでとうございます。

平素より当協会の活動にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和になった最初の年を振り返ると、9月の台風15号および10月の台風19号などの自然災害により、関東・甲信地方をはじめ多くの地域で甚大な被害がもたらされました。こうした年々激甚化する自然災害の発生は、日本経済の土台が弱体化するおそれがあり、改めて、防災・減災が優先かつ緊急の課題であると認識させられたところです。日本経済を縁の下で支え、国のインフラ整備を担う建設業は、その役割が益々重要になってきていることを再確認した次第であります。

他方、経済面を見てみると、昨年10月には消費税が10%に引き上げられたほか、台風19号などの自然災害に加え、本年開催の東京オリンピック・パラリンピック関連の施設整備も一段落し、景気減速の兆しが鮮明になりつつあります。また、中長期的な建設市場を見ると、少子高齢化の加速化に伴い住宅需要の減少が大きく、今後10年程度で住宅建設戸数が2018年の95万戸から2030年の50万戸へ半減するなど、建設市場は最大12.8%縮小するとの民間研究機関の推計も出ております。こうしたなか、建設業における最重要課題は、中長期的な担い手の確保・人材の育成です。建設業の持続可能性を高めていくためには、そこで働くすべての人にとって安全で魅力のある産業であることが重要であります。その実現に向け、本年も引き続き社会保険の加入促進、建設キャリアアップシステムの普及・推進、長時間労働の是正、生産性の向上など働き方改革の推進について、国土交通省、関係業界と連携して進めていくことにしております。

また、昨年4月に本格稼働した建設キャリアアップシステムについては、業界としても支援していくことしておりますが、このシステムの本格稼働により、技能者の能力・経験の的確な把握が可能になるとともに、社会保険加入状況などの確認や書類作成の簡素化・合理化等現場管理の効率化が期待でき、その結果、生産性の向上が図られるものと考えております。

さらに当協会におきましては、技能者の能力を評価する仕組みである「防水施工技能者能力評価基準」を昨年10月に策定したところですが、この能力評価基準と建設キャリアアップシステムを車の両輪として活用することで、技能者をより適正に評価することが可能となり、「技能」や「経験」に応じた待遇を実現できる環境が整いました。これら技能者の能力評価の基礎となる登録防水基幹技能者は、当協会が当初目標としていた1500人を2018年度に達成するとともに、2019年12月現在では1680余人を輩出しております。優秀な技能者が施工に関わることにより、顧客に与える安心感は大きいものと考えております。2020年度の登録防水基幹技能者講習は、札幌・福岡において10月に開催し、受講者の拡大を図るとともに登録防水基幹技能者制度のさらなる浸透・普及に尽力いたします。併せて、当協会独自の施工管理担当職員を対象に実施する防水施工管理技術者資格認定制度を通じ、防水工事業を担う技術者の育成にも努めてまいります。

今後とも、当協会は多様で豊かな国民生活の実現と魅力ある就労環境を創出するため、協会活動はもとより、他の専門工事団体とも連携し、建設業界の一員として防水工事業界発展のための活動を推進してまいります。

関係各位の益々のご発展とご健勝を祈念するとともに、本協会への変わらぬご指導・ご鞭撻をお願いし、新年の挨拶といたします。

全国各支部長新年挨拶



新元号の令和となり 新たな経営ビジョンを

北海道支部長 片山 英男



令和となって初めての新年を迎え、明けましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年中は、協会員の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は大型台風が3度立て続けに東日本を直撃し、かつて経験したことがない風水害に見舞われました。数多くの尊い人命や家屋が失われ、生産基盤である一次産業の農業や営々と築き上げてきた社会資本に甚大な被害を受けました。被災された方々には、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

このような中で、明るいニュースとして昨年開催されたラグビーワールドカップにおいて、日本代表が活躍し、初のベスト8まで進みました。多くの人々に勇気や感動を与えたことは記憶に新しいところです。

また今年は、2020オリンピック・パラリンピック東京大会が開催され、多くの日本選手の活躍が期待されるとともに、突然開催場所が変更されたマラソンと競歩について、我々業界としても応援していきたいと思っています。

一方、本道の防水業界を取り巻く環境は、依然として少子高齢化に伴う人材不足などが慢性化しております。昨年6月には25年ぶりに建設業法が改正になり、働き方改革と連動して、工期に関する基準に配慮すべき項目が見直されました。積雪寒冷で気象条件の厳しい本道の防水工事にとって、週休二日制の導入や有給休暇の取扱い対応など、厳しい状況が山積みされております。

このような中、当支部では毎年支部総会終了後に開

催している研修会において、昨年は防水業界の経営基盤の強化を図る方策について認識を深め、成長していくことを目指すため「防水事業の経営事項審査のポイントについて」をテーマとして取り上げました。今後のビジョンなどについて講師から説明があり、国は一次下請専門工事業者に対しても評価制度を検討しており、経営事項審査は、最も客観的な形で評価される重要なものであることから、早めに対応する必要性を改めて痛感させられた次第です。

今後とも、業界一丸となって、防水事業を取り巻く若年層の入職促進、外国人労働者の受入れ、ダンピングの排除に対する適正価格の維持、社会保険の加入促進などの諸問題に取り組み、防水工事の持続的な発展と業界の健全な就労環境の構築を目指して参ります。

最後に、今年が皆様にとって明るい年となりますことを祈念し、当支部への変わらぬご支援、ご協力を願い申し上げまして、新年の挨拶といたします。

新たな気持ちで 取り組む

東北支部長 葛西 秀樹



明けましておめでとうございます。令和初の新年を謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様も令和初の新年を迎え、心新たにしておられることと存じます。

昨年も支部事業運営に関し、協会員の皆様をはじめ、関係各位にご協力を賜り、誠に有難うございます。

昨年は、平成から令和へと移行されました。振り返りますと、平成の時代は消費税がスタートしバブル崩壊、リーマンショック等々、我々建設業界は激動の時代だったのではないでしょうか。令和の時代は安定した社会経済の下、平穡な日々が続くよう祈念したいものです。

全国各支部長新年挨拶



新元号の令和となり 新たな経営ビジョンを

北海道支部長 片山 英男



令和となって初めての新年を迎え、明けましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年中は、協会員の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は大型台風が3度立て続けに東日本を直撃し、かつて経験したことがない風水害に見舞われました。数多くの尊い人命や家屋が失われ、生産基盤である一次産業の農業や営々と築き上げてきた社会資本に甚大な被害を受けました。被災された方々には、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

このような中で、明るいニュースとして昨年開催されたラグビーワールドカップにおいて、日本代表が活躍し、初のベスト8まで進みました。多くの人々に勇気や感動を与えたことは記憶に新しいところです。

また今年は、2020オリンピック・パラリンピック東京大会が開催され、多くの日本選手の活躍が期待されるとともに、突然開催場所が変更されたマラソンと競歩について、我々業界としても応援していきたいと思っています。

一方、本道の防水業界を取り巻く環境は、依然として少子高齢化に伴う人材不足などが慢性化しております。昨年6月には25年ぶりに建設業法が改正になり、働き方改革と連動して、工期に関する基準に配慮すべき項目が見直されました。積雪寒冷で気象条件の厳しい本道の防水工事にとって、週休二日制の導入や有給休暇の取扱い対応など、厳しい状況が山積みされております。

このような中、当支部では毎年支部総会終了後に開

催している研修会において、昨年は防水業界の経営基盤の強化を図る方策について認識を深め、成長していくことを目指すため「防水事業の経営事項審査のポイントについて」をテーマとして取り上げました。今後のビジョンなどについて講師から説明があり、国は一次下請専門工事業者に対しても評価制度を検討しており、経営事項審査は、最も客観的な形で評価される重要なものであることから、早めに対応する必要性を改めて痛感させられた次第です。

今後とも、業界一丸となって、防水事業を取り巻く若年層の入職促進、外国人労働者の受入れ、ダンピングの排除に対する適正価格の維持、社会保険の加入促進などの諸問題に取り組み、防水工事の持続的な発展と業界の健全な就労環境の構築を目指して参ります。

最後に、今年が皆様にとって明るい年となりますことを祈念し、当支部への変わらぬご支援、ご協力を願い申し上げまして、新年の挨拶といたします。

新たな気持ちで 取り組む

東北支部長 葛西 秀樹



明けましておめでとうございます。令和初の新年を謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様も令和初の新年を迎え、心新たにしておられることと存じます。

昨年も支部事業運営に関し、協会員の皆様をはじめ、関係各位にご協力を賜り、誠に有難うございます。

昨年は、平成から令和へと移行されました。振り返りますと、平成の時代は消費税がスタートしバブル崩壊、リーマンショック等々、我々建設業界は激動の時代だったのではないでしょうか。令和の時代は安定した社会経済の下、平穡な日々が続くよう祈念したいものです。

昨年も自然災害が多く発生しました。特に千葉での台風15号、さらに19号による災害は広い範囲で発生し、東北地方においても東日本津波災害に匹敵する程とも言われており、被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

また沖縄のシンボルでもある首里城の火災も心を痛めるものでした。沖縄県の方々におかれましては、首里城の復興に期待をいたします。

さて、当支部の活動ですが、今年度も事業計画に則り推進すべく努力して参りましたが、思うように進められず責任を痛感しております。このような中でも、国土交通省東北地方整備局・建設部および(一社)建設産業専門団体連合会との意見交換会や地区会合などに参加し、資料を配布するなど情報提供に努めて参りました。

とりわけ建設業界では、働き方改革に向けた週休二日制への施行など、大手建設会社などは積極的に取り組みつつあります。しかし、現場職員が交代制で休日を取得し、下請け業者は作業を行うといった矛盾しているところも垣間見えます。我々専門工事業者も、本格的に取り組む必要に迫られてきていますが、やはり労働者不足もあり、対応に苦しんでいるのが実情です。また、地方建設会社などは発注者に対する営業力の非力さもあって、後の対応に苦慮している様子です。残りの猶予期間でどこまで実現出来るかが疑問です。

今後の建築関係はどのようになるか。東北地域は中小零細企業が多く、果たして働き方改革や建設キャリアアップシステムへの対応などに奔走するものと思われます。

今年は本当の意味での令和のスタートと捉え、新たな気持ちで取り組んで参りたいと思います。最後に会員各社のご健勝・ご繁栄をご祈念申し上げますとともに、本年も当協会の活動にご支援・ご協力をお願いいたしまして、新年の挨拶といたします。

人材育成をさらに充実



関東・甲信支部長 内田 浩文

明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかなる新年を迎えていらっしゃることと存じます。本年も協会運営にご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

さて2019年は、ラグビーワールドカップにおける日本チームの大活躍により大きく盛り上がり、数々の暗いニュースを吹き飛ばす勢いでした。今年の東京五輪に向けて、良いジャンプボードになったと思います。

私たち防水業界においては、一部限られた時期やエリアにおける好景気は認められるものの、全体としては幾分低空飛行の状態が続いています。5年くらい前の「オリンピックに向けてのV字回復」という青写真は、残念ながら実現したとは言えないようです。

しかしながら、2008年から2010年頃の状態と比較すれば、決して悲観する必要もなく、薄日ながらも天気が回復したとも言えましょう。これからは、眞の意味での実力勝負の時期に入ってきたと感じます。

当支部としては昨年から、特に人材育成に力点を置いて活動しています。登録防水基幹技能者、防水施工管理技術者、建築施工管理技士、建設業経理士の資格取得の指導、CAD・BIMのスキルアップ指導など、少しずつ実績も上がっていると自負しています。2020年も引き続きこれらの活動を充実させていく予定ですので、一人でも多くの方の参加をお待ちしております。

2020年が会員の皆様にとって素晴らしい一年になりますよう、祈念いたします。

切磋琢磨で未来を創造

中部支部長 山本 康敬



新年明けましておめでとうございます。旧年中は、当支部活動にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月13・14日の両日、講師に常任理事・内田浩文氏をお迎えして「2級建築施工管理技士(仕上げ)試験」の直前講習会を開催しました。さらに10月24日には常任理事・経営委員長の井上良夫氏を講師として「行政から建設業界が求められているもの」をテーマに、建設キャリアアップシステムや、外国人労働者の活用として技能実習生と特定技能の受け入れなどについて、分かりやすくご説明頂いたことは實に有益でした。

昨年におきましては、優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)に、当支部より高木雄二氏が表彰されたことを心からお祝い申し上げます。

本年は、東京オリンピック・パラリンピック開催の年でもあります。完成した素晴らしい競技施設を、世界中の人々が熱い視線で観戦する姿に、建設業界の一業種として防水工事もその一翼を担っていることは、誇れることではないでしょうか。

防水業界を取り巻く環境は決して予断を許さない状況ではありますが、互いに協力し合い、切磋琢磨することで、明るい未来を作り上げることができると信じています。

本年も当協会と、協会員各社の益々の御隆盛と御健勝御多幸を祈念いたしまして、2020年の年頭の挨拶といたします。本年も宜しくお願ひいたします。

会員相互の協力を強化

北陸支部長 森田 直幸



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、会員の皆様をはじめ関係各位の方ならぬご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年の北陸の経済は、地域差がありますが、北陸新幹線も開業4年を過ぎ、変わらず多くの観光客が訪れ、それに伴うホテル建設そのほかの工事、北陸新幹線の敦賀延伸に係わる建築や土木工事により、売上や利益は維持できていると感じています。

また、国土強靭化計画による交通インフラ整備では、橋梁等補強工事内に土木防水も含まれていて、年末に向けて、技能員の取り合いになる状況が続きました。

当支部では、消費税が8%から10%に移行した10月1、2日に新潟において登録防水基幹技能者講習を行い、新たな登録防水基幹技能者が誕生しました。また11月には(一社)建設産業専門団体連合会と当協会本部からご紹介いただき、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」についての研修会も開催することができました。研修会では建設業法や下請代金法を解りやすくご講義いただき、会員からの相談・質問も多く出て、活発な研修会となりました。

いずれ来るであろう不景気に備え、防水専門工事業者として、防水工事にどのように付加価値を付けて、年間の売上や利益を確保し、働き方改革のさらなる推進や管理者・労働者不足をどのように補っていくかも合わせ、会員相互で話し合い、協力して変化していく時であると考えています。

本年も、会員企業の皆様のますますのご活躍とご発展を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

次世代へ繋ぐ



近畿支部長 山崎 瞳治

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、会員の皆様をはじめ関係各位からの多大なるご支援ご協力を賜り、誠に有り難うございました。

昨年は平成から令和へと元号が変わり、消費増税や広範囲かつ甚大な被害であった秋の台風など、変移と痛手が絶交ぜの一年であったように感じます。

さて、我々には「次代の業界担い手を育てる」という大きな使命がございます。人材は心から来て欲しいと願い、そして本当に大切にしてくれる人の元に集まると言います。

当支部におきましては、完全に浸透するまで若干の時間を要するであろうと思われる「働き方改革」と「建設キャリアアップシステム」についての講習会を開催しました。また当支部の事業として、かねてから技能検定実技試験の実施協力をしておりますが、昨年から改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業が新たに加わりました。

さらに、当支部には2007年に発足した「若手経営研究会」があります。これは、次世代の若手会員たちが講習会・勉強会等を通じて情報交換や自身の成長に繋げる場となっております。これら支部活動を通じて、経営者・技能者に係わらず、我々が培ってきた叡智を次世代に正確に伝え、これから成長していかれる会員各社の皆様の取り組みの力添えとなるよう、より一層努めて参りたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りいたしますとともに、本年もご支援ご協力を願い申し上げ、年頭の挨拶といたします。

施工時期の平準化で 施工能力を有効活用



中国支部長 長島 隆良

新年明けましておめでとうございます。令和2年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます

昨年は、5月1日より希望を抱く新しい令和の時代が始まりました。平成の始まりは、昭和天皇が崩御されるという悲しみの中での出来事でした。この度は一抹の寂しさはありますが、全国民がこぞって喜べる改元の日が迎えられたと思います。しかしながら、国内では異常気象とは言え、台風15号や19号、その後の豪雨災害により甚大な被害が発生し、多くの尊い人命が失われ、大規模化・激甚化する自然災害に対応する堅固な社会資本整備が望されます。

本年は、7月に平和の祭典である東京五輪が開催され、国民は数多くのメダル獲得を期待する楽しみな年になるものと思います。日本経済も順調に推移すると願っていますが、建設業界は相変わらず人手不足による厳しい環境に置かれています。昨年6月、建設産業における長時間労働の是正、処遇改善、若者の入職促進などを目的とした新・担い手三法が公布されました。その趣旨を踏まえて、施工時期の平準化の推進、建設キャリアアップシステムの普及・促進、外国人材の受け入れ、女性活躍の推進などの取り組みが進められています。

施工時期の平準化については、繁忙期・閑散期の現状を発注機関などと情報を共有することで、防水工事業界の限りある施工能力を最大限に有効活用して頂きたいです。また、防水工事業者の自助努力の目標としては、閑散期の仕事量の確保のために、施工時期が柔軟で工期に余裕のある改修工事の受注に向けた、計画的な取り組みが重要であると思います。

最後に、会員の皆様のご健康とご多幸をお祈りいたしますとともに、本年も当協会の活動にご支援・ご協力を願いして、新年の挨拶といたします。

明るい未来を創出

四国支部長 三崎 義一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は支部会員の皆様はじめ、関係各位から多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は御代替わりが行われ、時代が新しく平成から令和へと変わりました。

30年間超にわたる平成という時代は、本当に様々なことがありました。ベルリンの壁の崩壊やソ連の解体、日本においてもバブルが崩壊し、世界的にも国内的にも大きな変化がありました。初めて消費税が導入されたのも平成元年でした。3%だった消費税も、昨年とうとう10%となり、社会保障などのためには止むを得ないとは言え、国民の負担はどんどん増えております。このことが、建築業界にどのような影響を与えるかはまだ未だ未知数ではありますが、決して暗いものにはしないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。そして、「令和」という元号は「beautiful harmony」という意味を持ちます。

我々も、個々のことだけではなく全体の調和を考え、建築業界全体で「美しい調和」を持ち、新時代を乗り越えていくよう日々邁進していく所存です。

最後に、皆様のさらなるご健康とご繁栄を祈念し、年頭の挨拶といたします。

資格者の増強で貢献

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年明けましておめでとうございます。令和として初めての新春を迎え、お慶びを申し上げます。これからの令和の時代が天皇陛下への奉祝曲「Ray of Water」の歌詞の意味の「岩かけにしたたりおつる山の

水が大河となりてながれゆく」のように、明るく希望に満ちた時代になるようお祈り申し上げます。

さて昨年度も、自然災害の多い一年でありました。台風15号、19号とたて続けに上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。15号による大規模停電や、19号での川の氾濫などは、我々が過去に経験してきた自然災害のスケールを大きく超えており、今後、法改正も含めた抜本的なインフラ整備対策の見直しが早急に必要になってきていると思われます。

一方、九州経済は昨年の消費増税において大きな駆け込み需要もなく、おおむね横ばいの状況となりました。今年は、東京五輪の開催により関東圏を中心に景況感が改善されることが予想されていますが、輸出関連企業の多い九州では、日韓対立や米中貿易摩擦の動向によっては、いつ景気が腰折れしてもおかしくない不安定な状況が続くと考えられています。

このような状況の中ではありますが、政府の進める「働き方改革」は、我々の業界にも着実に浸透しており、その柱でもある週休二日制の導入は、官庁発注工事にも見受けられるようになってきていますから、コストアップが避けられない状況となっております。しかしながら、そもそも九州エリアは全国の中でも高齢化が著しく、建設労働者の確保が難しい地区であり、まずはベースの待遇改善を行わなくては根本解決には至らないと考えております。

当支部では、昨年より稼働した建設キャリアアップシステムの推進や、この制度における技能者の能力基準の基礎となる登録防水基幹技能者の増加に向け、2020年度、福岡県にて登録防水基幹技能者講習を開催します。九州全体で現在の238人の登録防水基幹技能者を300人以上に増やしたいと考えております。また独自の活動としまして、今年度も国土交通省担当官を招いての講演会、(一社)建設産業専門団体連合会と各防水工事団体が連携しての各県や、国交省との意見交換会を計画するとともに、会員企業の能力アップ研修である2級建築施工管理技士、建設業経理士の講習も実施する予定です。

最後に皆様のご支援、ご協力を願い申し上げますとともに、この一年のご健勝、ご多幸を祈念し、年頭の挨拶といたします。

明るい未来を創出

四国支部長 三崎 義一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は支部会員の皆様はじめ、関係各位から多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は御代替わりが行われ、時代が新しく平成から令和へと変わりました。

30年間超にわたる平成という時代は、本当に様々なことがありました。ベルリンの壁の崩壊やソ連の解体、日本においてもバブルが崩壊し、世界的にも国内的にも大きな変化がありました。初めて消費税が導入されたのも平成元年でした。3%だった消費税も、昨年とうとう10%となり、社会保障などのためには止むを得ないとは言え、国民の負担はどんどん増えております。このことが、建築業界にどのような影響を与えるかはまだ未だ未知数ではありますが、決して暗いものにはしないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。そして、「令和」という元号は「beautiful harmony」という意味を持ちます。

我々も、個々のことだけではなく全体の調和を考え、建築業界全体で「美しい調和」を持ち、新時代を乗り越えていくよう日々邁進していく所存です。

最後に、皆様のさらなるご健康とご繁栄を祈念し、年頭の挨拶といたします。

資格者の増強で貢献

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年明けましておめでとうございます。令和として初めての新春を迎え、お慶びを申し上げます。これからの令和の時代が天皇陛下への奉祝曲「Ray of Water」の歌詞の意味の「岩かけにしたたりおつる山の

水が大河となりてながれゆく」のように、明るく希望に満ちた時代になるようお祈り申し上げます。

さて昨年度も、自然災害の多い一年でありました。台風15号、19号とたて続けに上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。15号による大規模停電や、19号での川の氾濫などは、我々が過去に経験してきた自然災害のスケールを大きく超えており、今後、法改正も含めた抜本的なインフラ整備対策の見直しが早急に必要になってきていると思われます。

一方、九州経済は昨年の消費増税において大きな駆け込み需要もなく、おおむね横ばいの状況となりました。今年は、東京五輪の開催により関東圏を中心に景況感が改善されることが予想されていますが、輸出関連企業の多い九州では、日韓対立や米中貿易摩擦の動向によっては、いつ景気が腰折れしてもおかしくない不安定な状況が続くと考えられています。

このような状況の中ではありますが、政府の進める「働き方改革」は、我々の業界にも着実に浸透しており、その柱でもある週休二日制の導入は、官庁発注工事にも見受けられるようになってきていますから、コストアップが避けられない状況となっております。しかしながら、そもそも九州エリアは全国の中でも高齢化が著しく、建設労働者の確保が難しい地区であり、まずはベースの待遇改善を行わなくては根本解決には至らないと考えております。

当支部では、昨年より稼働した建設キャリアアップシステムの推進や、この制度における技能者の能力基準の基礎となる登録防水基幹技能者の増加に向け、2020年度、福岡県にて登録防水基幹技能者講習を開催します。九州全体で現在の238人の登録防水基幹技能者を300人以上に増やしたいと考えております。また独自の活動としまして、今年度も国土交通省担当官を招いての講演会、(一社)建設産業専門団体連合会と各防水工事団体が連携しての各県や、国交省との意見交換会を計画するとともに、会員企業の能力アップ研修である2級建築施工管理技士、建設業経理士の講習も実施する予定です。

最後に皆様のご支援、ご協力を願い申し上げますとともに、この一年のご健勝、ご多幸を祈念し、年頭の挨拶といたします。

明るい未来を創出

四国支部長 三崎 義一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は支部会員の皆様はじめ、関係各位から多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は御代替わりが行われ、時代が新しく平成から令和へと変わりました。

30年間超にわたる平成という時代は、本当に様々なことがありました。ベルリンの壁の崩壊やソ連の解体、日本においてもバブルが崩壊し、世界的にも国内的にも大きな変化がありました。初めて消費税が導入されたのも平成元年でした。3%だった消費税も、昨年とうとう10%となり、社会保障などのためには止むを得ないとは言え、国民の負担はどんどん増えております。このことが、建築業界にどのような影響を与えるかはまだ未だ未知数ではありますが、決して暗いものにはしないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。そして、「令和」という元号は「beautiful harmony」という意味を持ちます。

我々も、個々のことだけではなく全体の調和を考え、建築業界全体で「美しい調和」を持ち、新時代を乗り越えていくよう日々邁進していく所存です。

最後に、皆様のさらなるご健康とご繁栄を祈念し、年頭の挨拶といたします。

資格者の増強で貢献

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年明けましておめでとうございます。令和として初めての新春を迎え、お慶びを申し上げます。これからの令和の時代が天皇陛下への奉祝曲「Ray of Water」の歌詞の意味の「岩かけにしたたりおつる山の

水が大河となりてながれゆく」のように、明るく希望に満ちた時代になるようお祈り申し上げます。

さて昨年度も、自然災害の多い一年でありました。台風15号、19号とたて続けに上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。15号による大規模停電や、19号での川の氾濫などは、我々が過去に経験してきた自然災害のスケールを大きく超えており、今後、法改正も含めた抜本的なインフラ整備対策の見直しが早急に必要になってきていると思われます。

一方、九州経済は昨年の消費増税において大きな駆け込み需要もなく、おおむね横ばいの状況となりました。今年は、東京五輪の開催により関東圏を中心に景況感が改善されることが予想されていますが、輸出関連企業の多い九州では、日韓対立や米中貿易摩擦の動向によっては、いつ景気が腰折れしてもおかしくない不安定な状況が続くと考えられています。

このような状況の中ではありますが、政府の進める「働き方改革」は、我々の業界にも着実に浸透しており、その柱でもある週休二日制の導入は、官庁発注工事にも見受けられるようになってきていますから、コストアップが避けられない状況となっております。しかしながら、そもそも九州エリアは全国の中でも高齢化が著しく、建設労働者の確保が難しい地区であり、まずはベースの待遇改善を行わなくては根本解決には至らないと考えております。

当支部では、昨年より稼働した建設キャリアアップシステムの推進や、この制度における技能者の能力基準の基礎となる登録防水基幹技能者の増加に向け、2020年度、福岡県にて登録防水基幹技能者講習を開催します。九州全体で現在の238人の登録防水基幹技能者を300人以上に増やしたいと考えております。また独自の活動としまして、今年度も国土交通省担当官を招いての講演会、(一社)建設産業専門団体連合会と各防水工事団体が連携しての各県や、国交省との意見交換会を計画するとともに、会員企業の能力アップ研修である2級建築施工管理技士、建設業経理士の講習も実施する予定です。

最後に皆様のご支援、ご協力を願い申し上げますとともに、この一年のご健勝、ご多幸を祈念し、年頭の挨拶といたします。

明るい未来を創出

四国支部長 三崎 義一



新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は支部会員の皆様はじめ、関係各位から多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は御代替わりが行われ、時代が新しく平成から令和へと変わりました。

30年間超にわたる平成という時代は、本当に様々なことがありました。ベルリンの壁の崩壊やソ連の解体、日本においてもバブルが崩壊し、世界的にも国内的にも大きな変化がありました。初めて消費税が導入されたのも平成元年でした。3%だった消費税も、昨年とうとう10%となり、社会保障などのためには止むを得ないとは言え、国民の負担はどんどん増えております。このことが、建築業界にどのような影響を与えるかはまだ未だ未知数ではありますが、決して暗いものにはしないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。そして、「令和」という元号は「beautiful harmony」という意味を持ちます。

我々も、個々のことだけではなく全体の調和を考え、建築業界全体で「美しい調和」を持ち、新時代を乗り越えていくよう日々邁進していく所存です。

最後に、皆様のさらなるご健康とご繁栄を祈念し、年頭の挨拶といたします。

資格者の増強で貢献

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年明けましておめでとうございます。令和として初めての新春を迎え、お慶びを申し上げます。これからの令和の時代が天皇陛下への奉祝曲「Ray of Water」の歌詞の意味の「岩かけにしたたりおつる山の

水が大河となりてながれゆく」のように、明るく希望に満ちた時代になるようお祈り申し上げます。

さて昨年度も、自然災害の多い一年でありました。台風15号、19号とたて続けに上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。15号による大規模停電や、19号での川の氾濫などは、我々が過去に経験してきた自然災害のスケールを大きく超えており、今後、法改正も含めた抜本的なインフラ整備対策の見直しが早急に必要になってきていると思われます。

一方、九州経済は昨年の消費増税において大きな駆け込み需要もなく、おおむね横ばいの状況となりました。今年は、東京五輪の開催により関東圏を中心に景況感が改善されることが予想されていますが、輸出関連企業の多い九州では、日韓対立や米中貿易摩擦の動向によっては、いつ景気が腰折れしてもおかしくない不安定な状況が続くと考えられています。

このような状況の中ではありますが、政府の進める「働き方改革」は、我々の業界にも着実に浸透しており、その柱でもある週休二日制の導入は、官庁発注工事にも見受けられるようになってきていますから、コストアップが避けられない状況となっております。しかしながら、そもそも九州エリアは全国の中でも高齢化が著しく、建設労働者の確保が難しい地区であり、まずはベースの待遇改善を行わなくては根本解決には至らないと考えております。

当支部では、昨年より稼働した建設キャリアアップシステムの推進や、この制度における技能者の能力基準の基礎となる登録防水基幹技能者の増加に向け、2020年度、福岡県にて登録防水基幹技能者講習を開催します。九州全体で現在の238人の登録防水基幹技能者を300人以上に増やしたいと考えております。また独自の活動としまして、今年度も国土交通省担当官を招いての講演会、(一社)建設産業専門団体連合会と各防水工事団体が連携しての各県や、国交省との意見交換会を計画するとともに、会員企業の能力アップ研修である2級建築施工管理技士、建設業経理士の講習も実施する予定です。

最後に皆様のご支援、ご協力を願い申し上げますとともに、この一年のご健勝、ご多幸を祈念し、年頭の挨拶といたします。

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の解説

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

① はじめに

令和元年6月5日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、同月12日に公布された(令和元年法律第三十号)。本改正法は、建設業の将来の担い手を確保し、建設業の持続性を確保するため、建設業の働き方改革の促進、建設現場の生産性向上および持続可能な事業環境の確保の観点から改正を行ったものである。

本稿ではこの改正法の概要等について解説する。

② 本改正の背景

建設業は我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」である。建設業就業者数は約500万人に及ぶが、建設業就業者の2018年度の年間の実労働時間の平均は2036時間であり、全産業の平均(1697時間)と比べて300時間以上長く、製造業(1954時間)と比べても約80時間長い状況となっている。年間の出勤日数について見ると、建設業は年間250日であり、全産業の平均(220日)や製造業(233日)と比べて高い水準である。また、他産業ではここ10年ほどの間で労働時間の短縮が進んできている中、建設業は横ばいで推移しており、長時間労働となっている現状にある。さらに平成31年4月1日より施行された改正労働基準法では、時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間までとされ、特別条項でも上回ることのできない罰則付き時間外労働時

間の上限が設定された。建設業においても5年の猶予期間を経て令和6年4月から上記の時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、建設業の働き方改革は喫緊の課題である。

③ 本改正の経緯

建設業の働き方改革を進めるため、建設業の今後10年を見据えて平成29年7月に「建設産業政策2017+10」が建設産業政策会議において示された。これらの政策のうち、制度改正により対応を行うことが必要な項目について、平成30年2月から中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会の下に設置された基本問題小委員会において審議が行われ、同年6月に「中間とりまとめ」が示された。当該とりまとめを基に、法律の改正による対応が必要な施策についてとりまとめ、平成31年3月15日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。改正法の主な内容については、次に示す。

④ 改正法の内容

4.1 建設業の働き方改革の促進

(1) 工期に関する基準の作成等

(建設業法第34条関係)

受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進するためには、まず、受発注者に対して中立な立場から工期についての考え方を明確にすることが重要である。そのため、建設工事の受発注者及び有識者で構成

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 効果方改革関連法（2018年6月29日成立）による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制（罰則付き）が適用開始。

2. 建設現場の生産性の向上

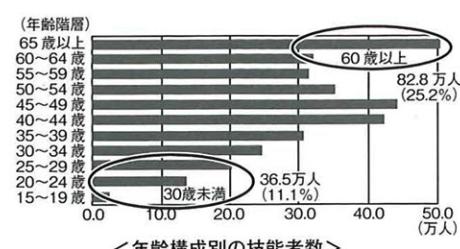
○現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

3. 持続可能な事業環境の確保

○地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

<時間外労働の上限規制>

- ✓原則、月45時間かつ年360時間
- ✓特別条項でも上回ることの出来ないもの
 - ・年720時間（月平均60時間）
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限



<年齢構成別の技能者数>

法律の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正（工期の適正化等）

■中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。

■公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

■建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。

■下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

■工事現場の技術者に関する規制を合理化。

(i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がある場合は複数現場の兼任を容認。

(ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

■建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

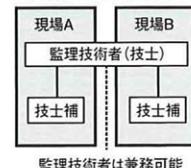
3. 持続可能な事業環境の確保

■経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化（※）。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全社として適切な経営管理責任体制を有することを求めるところとする。

■合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者>



<下請の主任技術者>



図 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(概要)

され、中立性の高い中央建設業審議会が建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとした。

(2) 著しく短い工期の禁止

（建設業法第19条の5及び第19条の6関係）

長時間労働の是正のためには、技能労働者に長時間労働を強いることを前提とするような工期設定でな

く、雨天日など様々な事項を考慮した上で、適正に建設工事の工期を設定することが重要である。このため、以下の事項を規定した。

- ① 建設工事の注文者は、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととした。
- ② 実効性の確保の観点から、国土交通大臣等は、著

しく短い期間を工期とする請負契約の締結禁止に違反した建設工事の発注者に対し、必要な勧告をすることができることとし、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとした。

なお、その勧告・公表を行うため、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとした。

(3) 建設工事の工期の見積もり

(建設業法第20条関係)

(2)において注文者に対し、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することを禁止した。その際、建設業者からどの程度の工期が必要か見積もりが示されることは、注文者としても適切な工期で契約するために重要な要素である。このため、建設業者は請負契約を締結するに際して、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積もりを行うよう努めなければならないこととした。

(4) 入札契約適正化指針の記載事項の追加

(入契法第17条関係)

建設業は、年度における繁忙期と閑散期の工事量の差が大きいため、繁忙期においては長時間労働が発生する一方、閑散期においては仕事が少なくなり、収入が不安定となるといった問題がある。そのため、適正な工期の設定や繁忙期と閑散期の工事量の差を小さくする平準化の取組が不可欠であることから、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項として、公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るために方策に関する事項を追加した。

(5) 受注者の違反行為に関する事実の通知

(入契法第11条関係)

著しく短い工期の禁止について、国土交通大臣等の許可行政庁が違反を把握する機会を確保する観点から、各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者の許可行政庁に対し、その事実を通知しなければならないこととした。

(6) 請負契約における書面の記載事項の追加

(建設業法第19条関係)

受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の締結に際して書面に記載する事項に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を追加することとした。

(7) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報提供

(建設業法第20条の2関係)

建設工事の手戻りを防止し、適正な工期による施工を推進するため、建設工事の注文者は、契約を締結するまでに、建設業者に対して、工期、または請負代金の額に影響を及ぼす事象の発生のおそれがあると認めるときは、その情報を提供しなければならないこととした。

(8) 下請代金の支払方法(建設業法第24条の3関係)

建設業従事者の働き方改革や処遇改善を図る上で、下請建設業者が雇用している労働者に賃金を円滑に支払うことのできる環境を整備することは重要である。このため、元請負人は、下請代金の労務費相当分は、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととした。

4.2 建設現場の生産性の向上

(1) 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上

(建設業法第25条の27関係)

職長、登録基幹技能者をはじめとした高度なマネジメント能力を有する熟練技能者など、建設工事に従事する者一人ひとりが、より高いレベルにステップアップしていく意識を醸成することを通じて、生産性の向上や資格、経験に見合った処遇の実現を図るため、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術、又は技能の向上に努めなければならないこととした。

(2) 監理技術者の専任義務の緩和

(建設業法第26条関係)

情報通信技術の発展や建設生産現場での活用の状況などを踏まえ、工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととした。監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設

する1級技士補等を想定している((4.2(4))技術検定制度の見直し参照)。

(3) 主任技術者の配置義務の合理化

(建設業法第26条の3関係)

今後、技術者不足が懸念される中、技術者配置の合理化を図るため、特定の専門工事につき、一定の要件を満たす場合、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができるることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこととした。なお、この場合において、あらかじめ注文者の承諾を得た上で、元請負人と下請負人が合意する必要があることとし、また、元請負人は1年以上の指導監督的な実務経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならないこととした。さらに当該下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならないこととした。

(4) 技術検定制度の見直し(建設業法第27条関係)

将来的な技術者不足が懸念される中、若手技術者の育成を図るとともに、監理技術者等となる一歩手前における技術者の活用を図ることが必要である。そのため、技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編した上で、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとした。政令で定める称号については、第一次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とすることを想定している。

(5) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等(建設業法第41条の2関係)

建設生産物の高度化・多様化や、工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設現場において工場製品が活用されるようになってきており、工場製品の品質が現場の適正施工を左右するようになっている。一方で、建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されず、これまででは、工場製品に起因して建設生産物に問題が生じた場合に、当該工場製品の製造企業に対して指導監督ができなかった。今後、建設企業が良質な工場製品を安心して利活用し、エンドユーザーに対して良質な建設サービスを提供するため、工場製品に問題が生じた場

合について次の規定を整備した。

① 国土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者等に対する指示のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認めるときは、これを引き渡した建設資材製造業者等に対して再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告できることとした。

② 国土交通大臣等は、勧告を受けた建設資材製造業者等が当該勧告に従わないときは、その旨を公表し、又は正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらない場合において、建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。

③ ①および②の実効性を確保するため、国土交通大臣等は建設資材製造業者等に対して、報告徴収及び立入検査できることとした。

4.3 持続可能な事業環境の確保

(1) 建設業の許可の基準の見直し

(建設業法第7条関係)

建設業の許可の基準のうち許可を受けようとする建設業に関し、5年の経営業務の管理責任者としての経験を有する者等を役員等として配置することとしている要件について、事業の継続性の観点から見直しを行った。これまででは、個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することし、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、国土交通省令で定める基準に適合する者であることと改めた。国土交通省令で定める基準としては、現行の基準を満たしている場合に加え、建設業の役員のみならず、相応の管理職の経験等を考慮したものを規定することなどを検討している。また、建設業者として加入すべき社会保険に加入していることについても規定する予定である。

(2) 承継規定の整備

(建設業法第17条の2・第17条の3関係)

これまで建設業の譲渡や建設業者の合併・分割があった場合には、事業を承継した者が新たに建設業の

許可を受ける必要があった。今回、事業承継の円滑化を進める観点から、建設業の全部を譲渡、合併、分割する場合において、事前に国土交通大臣等の認可を受けることで、事業の承継の日にこの法律の規定による建設業者としての地位を承継することとした。また、建設業者が死亡した場合においても、死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで、相続人は被相続人の建設業者としての地位を承継することとした。

(3) 不利益な取扱いの禁止

(建設業法第24条の5関係)

下請負人が元請負人から不当に低い請負代金で契約を締結させられたなどの場合に、元請負人からの報復措置を恐れてその違反行為を許可行政庁に報告することをためらうことが懸念される。下請負人からの適切な情報提供を担保し、建設業の適正取引を推進するため、元請負人は、その違反行為について下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととした。

(4) 建設業者団体の責務

(建設業法第27条の40関係)

災害時において、建設業者と地方公共団体等との円滑な連携を図る上で、事前の災害協定の締結、協定に基づく調整など建設業者団体は大きな役割を果たしている。このため、建設業者団体の役割を明確化する観点から、建設業者団体は災害が発生した場合において復旧工事の円滑、かつ迅速な実施が図られるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(5) 標識の掲示義務の緩和

(建設業法第40条関係)

これまで下請業者も含め、工事現場で施工する全ての建設業者に許可証の掲示が義務づけられていたところ、負担軽減の観点から発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとした。なお、引き続き適切な情報提供を行うため、施工体系図の記載事項等について省令の改正を行う予定である。

5 国会での審議

改正法案は、提案理由説明が令和元年5月17日に衆議院国土交通委員会において行われ、同月22日に

同委員会で審議、同月24日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議された。同月28日の衆議院本会議において全会一致で可決、参議院に送付された。

参議院では令和元年5月30日に参議院国土交通委員会において提案理由が説明され、同年6月4日に審議、同日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議された。同月5日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、同月12日に公布された。

改正法案は政府原案のとおり全会一致で可決されたが、国及び地方公共団体において「適正な工期の実現が図られるよう努めること」「請負代金の支払いの適正化などを図るとともに重層下請構造の改善に向けた取組を進めること」「建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること」などが衆・参両議院の附帯決議に盛り込まれており、政府としてはこれらの点に留意し、その運用について遺漏のないよう取り組んでいく。

6 終わりに

本法律は、原則令和2年10月1日から施行することとしているが、技術検定制度の見直しについては、令和3年4月1日から施行することとしている。なお、一部改正内容(工期に関する基準の作成等、入札契約適正化指針の記載事項の追加、建設業者団体の責務等)については、令和元年9月1日より施行している。

建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本や住宅、オフィスビル等の建築物の良質な整備を通じて、我が国の経済成長に貢献していくという役割を担うとともに、近年多発している災害からの応急復旧や防災・減災など、国民の安全・安心に寄与することも求められている。建設業が引き続きこうした使命を果たしていく上の最大の課題は、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保である。今後、建設業をより魅力ある産業とし、若年層や女性の入職を促進し、将来の担い手を確保するためには長時間労働の是正や週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠である。まずは、本改正の円滑な施行を図りつつ、建設業の働き方改革の実現に向けた、さらなる改善に取り組んでいく。

民法改正等に伴う建設工事 標準下請契約款改正の概要

(公財) 建設業適正取引推進機構

企画業務部長 森川 泰敬

1 はじめに

本年4月1日、改正民法が施行されて契約に関する民法の新たなルールがスタートします。

請負契約などの債権に関するルールについては、民法が制定された明治29年(1896年)以来、約120年間の長きにわたって実質的にほとんど変わってこなかったことから、今回の民法改正は、これまでの間の経済社会の変化に対応すること等を目的とするものとなっています。

建設工事は、注文者と請負人との間の請負契約をもとに施工されるものです。つまり、請負契約は、建設業における事業活動の中心をなす、建設工事の施工の前提となるものです。そして、その請負契約に関する基本的なルールを定めているのが民法です。このように考えると、請負契約などの債権に関するルールを見直す今回の民法改正は、建設業に携わる方々の実務にも大きな影響を与えるものと言えます。

また、建設業法では、「建設工事の請負契約は工事内容や請負代金の額などを含む14の事項を書面化して行うことが必要」と明記されています。こうした請負契約書のひな型として国が提示しているのが、建設工事標準請負契約款(以下、標準約款)です。本年4月からの改正民法のスタートに向け、建設業に携わる方々の今後の契約実務の参考となるように、昨年12

月、民法改正の内容を踏まえた標準約款の改正が行われました。

次の章では、民法で改正されるルールのうち、建設工事の請負契約と関連が深い項目として、(1)瑕疵担保責任と(2)債権譲渡の2点に関して、それぞれの改正概要とともに、標準約款での取り扱いについて標準下請契約約款の改正を例に挙げて紹介します。

2 民法改正と標準下請契約約款改正

(1) 瑕疵担保責任(契約不適合責任)

・民法の改正概要

改正前の民法では、引き渡された請負契約の目的物に「瑕疵」があった場合には、請負人がその担保責任を負うものとして、注文者は請負人に対し

- ①修補の請求
- ②損害賠償請求
- ③契約の解除(ただし、建物その他の土地の工作物について解約不可)

をすることができるとされています。

今回の民法改正では、この瑕疵担保責任について、その前提となる「瑕疵」という表現を改めることとし、目的物が種類や品質などに関して「契約の内容に適合しない」場合に、請負人が負う担保責任として規定さ

れました。これを「契約不適合責任」と言います。

そして、請負契約の目的物が契約の内容に適合しない場合における注文者の取り得る選択肢が広がり、注文者は、

- ①履行の追完請求(目的物の修補の請求など)
- ②損害賠償請求
- ③契約の解除
- ④代金減額請求

を請負人に対して行うことができるようになります。

ただし、①履行の追完請求は、追完のために過分の費用が必要となる場合には請求できないとされています。また、③契約の解除と④代金減額請求については、注文者は請負人に対して、まずは相当の期間を定めて履行の追完の催告を行い、その期間内に履行されない場合において行使することができます。

このほか、契約不適合があった場合の①から④の請求については、注文者は契約不適合を知った時から1年以内に請負人にその旨を通知しなければならないこととされています(請負人が不適合を知っていたときや重大な過失により知らなかったときを除く)。さらに、この期間制限とは別に、請求権についての民法上の消滅時効も適用されます。

・標準約款の改正概要

以上の内容の民法改正を踏まえ、今回の標準約款の改正では、「瑕疵」という文言が「契約不適合」という文言に改められます(改正後の標準下請契約約款(以下同じ)第35条ほか)。

その上で、元請負人による下請負人に対する請求として、①履行の追完請求については、「目的物の修補」または「代替物の引渡し」を請求することができるときとされます(第35条第1項)。

次に、②損害賠償請求については、元請負人が損害賠償請求をすることができる場合を列挙する規定を新たに創設(第45条)し、その中に「工事目的物に契約不適合があるとき」を位置付けます。また、③契約の解除については、元請負人が相当の期間を定めて、下請負人に対して履行の催告をしても履行されないときに

契約解除ができる場合を列挙する規定を新たに創設(第37条)し、その中に契約不適合について「正当な理由なく履行の追完がなされないとき」を位置付けます。さらに、④代金減額請求については、「元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしても履行の追完がなされないときは不適合の程度に応じて代金の減額を請求できる」とされます(第35条第3項)。なお、第35条は、契約不適合が下請負人の帰責事由によって生じたものであるときに元請負人がその責任を下請負人に対して請求できるとする第35条(B)と、帰責事由の有無を問わない第35条(A)とで選択できます。

また、改正民法では、これらの契約不適合責任について元請負人は「その不適合を知った時から1年以内」に下請負人に通知しなければならないとされています(改正後の民法第637条第1項)が、標準約款の改正では、契約不適合責任の期間について、この改正民法の規定は適用しないとの契約条項を設定(第47条第7項)し、契約不適合の責任期間を「引渡しを受けた日から○年以内」とした上で、「○年」は原則として元請契約における契約不適合責任の期限(通常は2年)に相応するものとします(第47条第1項)。

ただし、契約不適合が下請負人の故意、または重過失により生じたものであるときは、契約不適合の責任期間は引渡しを受けた日から○年以内ではなく、民法の消滅時効のルールによるものとして、契約不適合を知った時から5年か引渡しの時から10年のいずれか早い方が経過した時点で、消滅時効が完成することとします(第47条第6項)。

(2) 建設工事請負代金債権の譲渡

・民法の改正概要

改正前の民法では、債権の譲渡について、契約の当事者間で譲渡制限特約を付けた場合には、相手方の承諾なしに債権が勝手に譲渡されると、その譲渡は原則として無効とされています。建設工事の下請代金債権の例で言えば、元下間の請負契約において譲渡制限特約がある場合には、債権者である下請負人が債務者である元請負人の承諾なしに第三者に債権譲渡しても、原則として無効となります。

一方で、債権譲渡によって早期の現金化や資金調達

を図りたいという一般的、業種横断的なニーズもあることを踏まえ、民法の改正により、たとえ契約の当事者間で譲渡制限特約が付されたとしても債権譲渡が行われた場合には譲渡は有効となるようにルールが変わります。あわせて、債権者が譲渡制限特約に違反して勝手に債権を譲渡した場合には、債務者はその弁済については譲渡人(つまり元の債権者)に対して行えばよいという新たなルールも創設されます。

・標準約款の改正概要

これまで標準約款では、「下請負人は元請負人の承諾なしに工事代金債権を譲渡してはならない」という譲渡制限特約を設定しています。これは、債権譲渡によって早期に現金化した下請負人が完成まで責任を持って施工しなくなるのではないか、といった懸念などに対応するために、自由な債権譲渡を制限するものです。なお、元請負人は、下請負人が下請セーフティネット債務保証事業等を利用して債権譲渡によって資金調達する場合等には、譲渡を承諾するものとしています(改正前の標準約款第5条)。

民法が改正されて債権譲渡に関するルールが変わりますが、工事代金債権が何らの制限なく自由に譲渡されてしまうと、先述のような懸念に対応できなくなってしまうことから、標準約款の改正では、引き続き債権譲渡の制限特約を設定することとします(第5条第1項)。ただし、債権譲渡による資金調達をスムーズにするという民法改正の趣旨を踏まえ、元請負人は下請負人が下請セーフティネット債務保証事業等を利用するようなケースのほか、債権譲渡を工事完成後に行おうとするようなケースでも、承諾するものとします(第5条第1項(A))。あるいは、施工に必要な資金が不足することを下請負人が疎明して、資金調達のために債権譲渡しようとする場合については、下請負人は元請負人の承諾不要で債権譲渡できることとし、この場合には、下請負人は債権譲渡によって得た金銭をその工事の施工以外に使用してはならないことを義務付ける規定を、選択的に設定できるものとします(第5条第1項(B)、第3項)。

なお、民法の改正により、債権譲渡については元請負人の承諾がなくても有効となります。仮に下請負人が元請負人の承諾なしに債権譲渡した場合や、債権

譲渡によって得た金銭をその工事の施工以外に使用した場合には、契約違反行為によって元請・下請間の信頼関係が損なわれることから、元請負人は直ちに工事請負契約を解除できることとします(第38条)。

③ 終わりに

今回ご紹介したのは、先般行われた標準約款の改正のうち、本年4月にスタートする民法改正に関連する部分です。先の標準約款の改正では、民法改正の関係部分以外にも、本年10月に施行される改正建設業法の内容を踏まえた事項として、「工期」の記載事項に関する改正なども盛り込まれています。したがいまして、建設業に携わる方々は、今後、各企業で用いている契約書の様式の改定作業などを本年4月と10月の二段階で行う必要があります。

建設業における適正な取引の根幹となるのは書面での契約です。皆様におかれましては、今回の標準約款の改正にもしっかりと対応しながら、今後とも書面での適切な契約を心掛けていただきますよう、お願いします。

建設キャリアアップシステムの登録状況と運用実態

(一財) 建設業振興基金

建設キャリアアップシステム事業本部

□ 建設キャリアアップシステムの現況

建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)は、2019年4月より本運用を開始し、システムに現場を登録して技能者の就業履歴を蓄積することが可能になりました。システムへの登録状況は、2019年12月末現在(本稿執筆時点)で技能者16万7,397人、事業者3万704社で、元請事業者が登録した現場ID数は、すでに1万件を超えていました。

都道府県別の登録状況など詳細は、本システムのホームページにて公開しておりますが、事業者登録数では、東京都内で建設業許可業者数の1割を超えており、宮城県、香川県、愛知県も首都圏の埼玉県、千葉県、神奈川県と並んで許可業者比で上位にあります。

建設キャリアアップシステムの概要

システムの利用にあたり技能者は、本人情報(住所、氏名等)社会保険加入状況、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴などを登録します。事業者は、商号、所在地、建設業許可情報を登録します。登録により、技能者には、ICカード(キャリアアップカード)が配布されます。

現場を開設した元請事業者は現場情報(現場名、工事内容等)をシステムに登録、技能者は現場入場の際、現場に設置されたカードリーダー等でキャリアアップカードを読み取ることで、「誰が」「いつ」「どの現場で」「どのような作業に」従事したのかといった個々の技能者の就業履歴がシステムに蓄積される仕組みとなっています。

【全防協 No.29 に記事掲載】

申請方法の特徴としては、インターネットによる申請が90%と圧倒的に多く、このうち、技能者新規登録申請の約75%(10月度)が事業者による代行申請です。

(一社)日本建設業連合会(日建連)会員企業が、下請事業者を通じての技能者・事業者登録、現場登録で全体をリードしている状況ですが、地域建設会社や住宅企業でも「モデル現場」の開設を計画して登録を推進するなどの動きも始まっています。

CCUSの普及に向けて、建設業振興基金主催の説明会「全国地方都市セミナー」を2019年9月から全都道府県で開催しているほか、代行申請「登録会」で事業者による代行申請を支援しています。ご要望を多く頂いている申請から登録完了までの期間の短縮については、審査体制の強化により記載内容に不備がなければ、申請から2週間で登録できるようになりました。開始当初、登録希望の9割の申請に証明書類の未提出・不鮮明、証明書類と申請書の記入の不一致、社会保険の加入状況の記入内容が適切でない(例:加入状況「適用除外」なのに「有」と記入)などの不備が見られましたが、申請用紙や手引の改訂などにより、現在は5割以下に改善しています。不備の修正に申請者とのやりとりで長期間を要するケースもあり、インターネット申請の補記対応(証明書類に基づき審査時に誤記を訂正)を開始するなど、引き続き審査期間の短縮を目指しています。

□ 具体化するCCUSのメリット

CCUSによって、現場経験や保有資格が業界統一のルールで蓄積されることから、国土交通省は「十分な経験を積み、技能の向上に努める技能者が適正に評価

され、それを通じて処遇の改善につながる環境の整備をすすめる」としています。

国交省が策定した「建設技能者の能力評価制度」は、各専門工事業団体が「評価実施団体」となって、CCUSに蓄積・登録される就業履歴や保有資格を活用し、建設技能者の客観的なレベル分けを行います。本稿執筆時点で、防水施工技能者をはじめ、9職種の能力評価基準が国交省の認定を受けています。CCUSに蓄積した現場ごとの就業実績を活用することで、建設業退職金共済制度における証紙の交付と確認が、確実かつ容易になります。建設業退職金共済事業本部(以下、建退共)において、CCUSと連携した電子申請方式が令和2年度(2020年度)に導入予定です。国交省では、経営事項審査の審査基準とした建設キャリアアップ制度への取組み状況を、加点対象とする改正案を中央建設業審議会に示し、2020年4月から段階的に施行される予定です。山梨県をはじめ地方自治体においても、CCUSへの登録を総合評価制度等の加点対象とするなどの動きも始まっています。また、施工能力などの高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれるための仕組みとして「専門工事企業の施工能力の見える化」が、2021年春の運用開始を目指し、「技能者の能力評価」などとも連動して検討されています。この運用によって技能者を雇用する専門工事業は、雇用する技能者の水準を客観的に把握できるとともに、その施工力をアピールすることが可能となります。人材の育成に努め、優秀な技能者を抱える専門工事業者は、発注者や元請企業に

アピールすることで、受注機会の拡大が期待できます。

現場を管理する元請企業は、CCUSを活用した社会保険加入状況の確認など、現場管理の効率化、さらには現場のコンプライアンス、トレーサビリティの確保などが期待できます。そして、優秀な人材を抱える専門工事業者の選定に活用できるほか、顧客に対して、施工に携わる技能者のスキルをアピールするといった活用も可能となります。

□ 能力評価に役立つ就業履歴の蓄積手法

以下、現場・契約情報、施工体制の登録を中心にCCUSの利用方法をご紹介いたします。なお、事業者、技能者の方は、CCUSへの登録を重ねてお願ひいたします。

はじめに、元請事業者による現場・契約情報の登録が必要となります。元請事業者の管理者IDを有する方が現場ごとに登録します。工事規模や工種等に関わらず、すべての現場が登録の対象となります。規模の小さな現場や、近隣の複数現場(改修やリフォーム工事等)をまとめて一つの現場として、登録することも可能です。

次に元請事業者は、登録した現場の施工体制に一次下請事業者を登録します。施工体制に登録された一次以下の下請事業者は、さらに自社の技能者(作業員名簿)と、二次以下の下請事業者を施工体制に順次登録します。その際に、技能者の職種や立場(職長・主任技術者など)、作業内容をあらかじめ登録しておくこと

で、技能者にとって将来の技能評価に役立つ、より具体的な、就業履歴を蓄積することができます(図1)。施工体制を正しく登録することで、事業者にとっても施工体制台帳や作業員名簿、社会保険加入確認状況などの帳票が簡易に作成できるメリットもあります。直近上位の事業者が施工体制に登録すると、下位事業者に承認要請が送られ、それを承認することで、施工体制の登録が完了します(図2)。承認手続きは、下位事業者

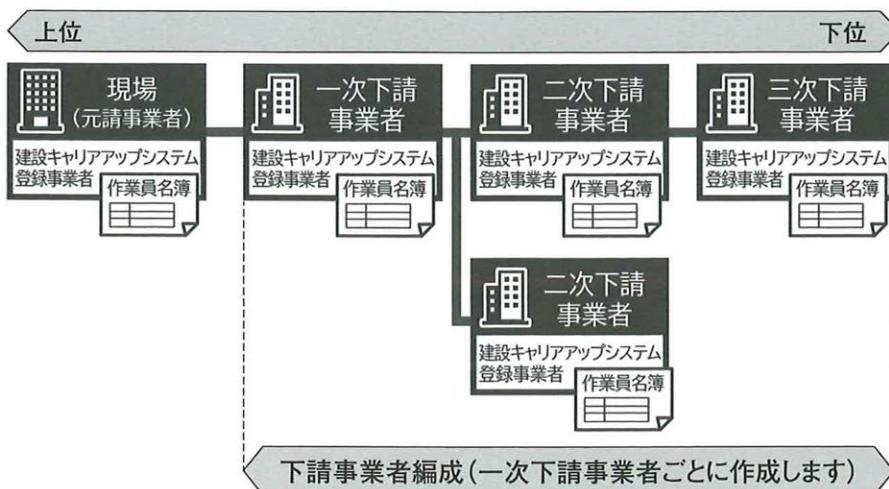
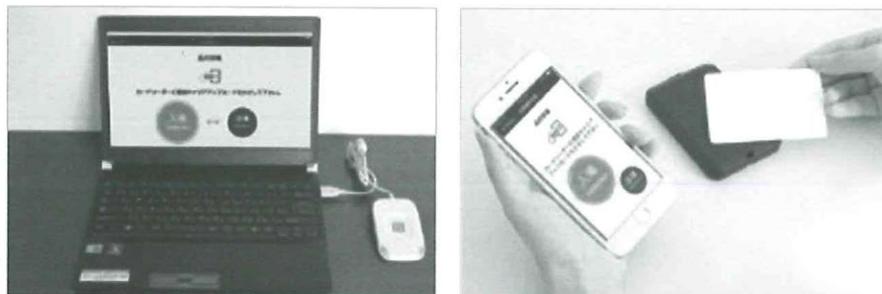


図1 施工体制の例



図2 下位事業者の登録方法



「建レコ」をインストールした機器

「建レコ」就業履歴登録画面

現場の入退場口などに設置された、建設キャリアアップシステム専用のカードリーダーに技能者が自身のICカード(建設キャリアアップカード)をタッチすることで、就業履歴を蓄積することができます

図3 就業履歴登録アプリ「建レコ」をインストールした機器、カードリーダー

に所属する技能者の個人情報を保護する仕組みです。上位事業者は、「事業者検索」または「主に要請する事業者リスト」から下位事業者を選択できます。図2の①～③の順で、要請と登録を繰り返して施工体制を登録します。この登録は、現場ごとに毎回、それぞれ要請と承認が必要となります。ただし、あらかじめ直近上位事業者と、下位事業者間の施工体制(関係)を登録しておく、あるいは、3社以上の複数社間で施工体制をパターン登録しておくことで、複数の現場で簡易に施工体制登録を行うことも可能です。詳しくは「現場運用マニュアル」の第5章をご参照ください。

元請事業者(現場担当者)は、就業履歴登録アプリ「建レコ」をインストールした機器(Windows PC、iPadまたはiPhone)、カードリーダーを現場に設置します(図3)。建設キャリアアップシステムが無償で提供する「建レコ」は、本財団ホームページよりダウンロードが可能です(<https://www.auth.ccus.jp/KenReco/APP>)。

現場の状況によりインターネット接続環境や機器を設置できない場合は、技能者または技能者が所属する事業者の就業履歴のシステムへの直接入力を可能とし

ています。その場合は、元請事業者による就業履歴の承認が必要となります。

システムへの登録とID・カードの取得方法

技能者・事業者の登録申請については、インターネット、郵送、窓口での申請が可能です。郵送・窓口申請に必要な申請用紙は、ホームページからお取り寄せいただけます。技能者の登録は、本人確認に必要な書類(運転免許証等)の写しを提出していただき、運営主体や窓口で本人であることを確認したうえで、システムに登録します。なお、インターネット申請と郵送申請で技能者登録が可能なのは、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き公的身

分証明書類をお持ちの方となります。顔写真付き公的身分証明書類をお持ちでない方は、窓口にご本人が証明書類をご持参の上、登録申請していただく必要があります。

今後引き続き、システムの安定運用を目指すとともに、手引きやマニュアル類の充実など利用者支援策を拡充して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
<https://www.ccus.jp/>

※建設キャリアアップシステムに登録済みのレベル1の中堅～職長クラス対象の「防水施工管理技能者マネジメントスキル向上特別講習」の案内を、本号の38ページに掲載しています。

防水施工技能者の能力評価基準

技能者の保有資格や就業履歴を業界横断・統一のルールで登録・蓄積する仕組みである「建設キャリアアップシステム」の本運用が2019年度から開始された。このシステムによって、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握することができるとともに、客観的かつ継続的に蓄積することが可能になった。

当協会ではこうした状況をふまえ、当協会関東・甲信支部内に設置されたワーキンググループにおいて「防水施工技能者 能力評価基準」(案)の検討を行い、その結果をもとに、経営委員会での審議を経た後、2019年9月27日の第3回理事会において「防水施工技能者 能力評価基準」を策定した。同年10月31日付で国土交通大臣の認定を受けたので、以下に掲載する。

これにより、建設キャリアアップシステムに登録した防水施工技能者は、当協会に対して能力評価を申請することにより、技能レベルに応じたカード(ゴールド、シルバー、ブルー)の交付を受けることができる。

防水施工技能者 能力評価基準

令和元年10月30日策定

建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン(平成31年3月29日)に基づき、防水施工技能者の能力評価基準(以下「本基準」という。)を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 全国防水工事業協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、防水施工技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や待遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、防水施工技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③防水施工技能者を雇用する専門工事企業の評価(「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する防水施工技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と待遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、防水施工に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「防水工」(38)、小分類「防水工」(01)、「塗膜防水工」(02)、「シート防水工」(03)、「アスファルト防水工」(04)、「シーリング防水工」(05)及び「ウレタン防水工」(06)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「防水施工技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

防水施工について、基礎的知識及び技能を習得中の見習い技能者

- ・上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

防水施工について、手順に基づき、基本的な施工ができる技能者

- ・現場の状況にあわせて、標準的な精度・速さで施工できる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

防水施工について、職長として他の技能者を統率できる熟練・上級技能者

- ・中堅技能者より一段と速く、正確に施工できる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

防水施工について、高度な知識・技能を持ち、現場管理者と協議できる技能者

- ・高度な施工に加え、作業の指示、管理業務を行うことができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「防水工」、小分類「防水工」、「塗膜防水工」、「シート防水工」、「アスファルト防水工」、「シーリング防水工」、「ウレタン防水工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

就業日数については、登録防水基幹技能者講習の受講要件で、実務経験が10年以上と定められているため、就業日数が2,150日（10年）以上と設定する。

保有資格については、登録防水基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）受賞者のいずれかと設定する。

職長としての就業日数については、登録防水基幹技能者講習の受講要件で実務経験が3年以上と定められているため、就業日数が645日（3年）以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が、2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

・登録防水基幹技能者(講習修了証の期限が切れている場合は除く)

・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2)の②及び(3)の②に定める資格(レベル3及びレベル2の基準となっている資格)を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長として就業日数が645日(3年)以上であること。

(2) レベル3

【考え方】

就業日数については、実務経験のみ7年で1級防水施工技能士が受検できることから、就業日数が1,505日(7年)以上と設定する。

保有資格については、上級技能者として他の技能者に作業の指示等を行うのに必要な1級防水施工技能士の取得者と設定する。

職長・班長としての就業日数については、職長又は班長として、通算就業日数215日(1年)以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日(7年)以上であること。

②保有資格

ア)及びイ)までを満たしていること。

ア)1級防水施工技能士の資格を保有していること。

イ)(3)の②に定める資格(レベル2の基準となっている資格)を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長又は班長として通算就業日数の合計が215日(1年)以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、645日(3年)以上と設定する。

保有資格については、中堅技能者として、手順に基づき基本的な施工が正確にできる必要があり、2級防水施工技能士又は玉掛け技能講習のいずれかの取得者と設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日(3年)以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

・2級防水施工技能士

・玉掛け技能講習

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長しての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、防水施工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

防水施工技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録防水基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none">● 登録防水基幹技能者● 優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・ レベル2、レベル3の基準に示す保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none">・ 1級防水施工技能士・ レベル2の基準に示す保有資格	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none">● 2級防水施工技能士● 玉掛け技能講習	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可

○ レポート紹介 「防水施工管理技術者」資格更新レポート 優秀作

- 当協会の「防水施工管理技術者」資格については、資格取得から4年で更新手続きを行うこととなっている。昨年、第1回、
- 第5回、第8回および第12回認定試験における資格取得者が更新期を迎え、対象者は指定されたテーマの中からレポートの提出を条件に資格の更新が行われた。資格更新申請者84名の中から、優秀レポートをテーマ別に紹介する。

防水工事業における働き方改革への対応

(株)マサル 勝又 健

少子高齢化により、日本の生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどっています。政府は「一億総活躍社会」とのキャッチフレーズのもと、女性の職場進出、高齢者の活用など、個人の事情にあった働き方ができるようにしようとしています。この政府の施策の「働き方改革」を受け、われわれ建設業界でも働き方の抜本的な見直しを行っています。

本来弊社のような防水工事業においては、技能員の労務時間よりも工期遵守、出来高重視でした。作業に従事する側も、生産性を上げ出来高を向上させることにより、他社との差別化を図り高収入を得られるという考え方でした。しかしながら段階的とはいえ、現場においても週休2日制に移行し、①長時間労働の是正、②年休取得の促進、③柔軟な働き方の促進、が求められています。これらを実現していくためにはどうするかと、試行錯誤しているのが現状です。元請工事はともかく、専門工事業者が工程や作業順序のイニシアチブを握ることは困難ですが、元請と一緒に実現に向け取り組んでいます。具体的には、①工期の延長(適正工期の確保)、②工事費の増額(適正価格の確保)を可能にするため、早期に正確な施工量を把握し、現場に適材適所の作業員、人数、コストのロスの無い提案をし、現場の状況に鑑み、適宜調整していくようコミュニケーションを取る努力をしています。

また、技能員が日給制では、防水工事業は天候の影響を受けやすいため、収入が安定しません。給与を月給制にし、労務時間、休日出勤、振替休日も管理の上、適正かつ適法な労働時間を遵守できるようにしています。今後、将来の事業承継、技能伝承ができるよう魅力的な業界、企業になり、若手人材が希望を持てるよ

うに取り組んでいかなくてはいけないと考えます。

施工現場での安全管理について

(株)甲陽商会 佐藤 興隆

近年、梅雨明けから初秋にかけて建設業に携わる者は、特に熱中症を警戒する時期となります。厚生労働省発表(平成29年度速報)「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」では、建設業が全産業の中でも突出しており、7~8月に集中して発生しています。

昨今の異常気象に伴い、我々現代人は快適な環境を空調設備によって補う術に慣れてしまい、身体の環境適応能力(熱順化や暑熱順化)低下がもたらす現代病に侵されているのかもしれません。猛暑日以外にも、湿度が高く、風通しの悪い作業場では、熱中症の発症リスクも高まる傾向にあります。作業責任者においては、自身の体調管理はもとより、作業所ごとに安全衛生責任者としてWBGT値を測定・記録して作業場の環境改善活動に取り組み、全作業員の体調を把握しつつ、作業強度をコントロールする責務があります。

当日の体調など、画一的に判断できない面が多いことから、熱中症対策は日々の予防により、事業者ごとに積極的に取り組んでいくべき重要な施策となっています。しかし、自動販売機やコンビニエンスストアがなく、水分を適時補給しにくい遠隔地や、規制区域内での短時間の小規模な工事などでは、休憩時間を適切に設けることができないケースが少なからずあり、作業環境の整備が未だ大きな問題となっています。

熱中症の発症リスク軽減策として、体温調整機能を助けるための環境を整え、水分・塩分の補給を適切に行い、その摂取量については、当日の体調や作業強度などにより異なるため、作業現場付近に補給設備を設ける必要があります。弊社では、10年前から現場ごとにクーラーボックスや、救急箱を常備し、作業員全員

が気軽に利用できるよう飲料・塩分・保冷剤の提供を継続的に行ってています。

設置場所は限られますぐ、日陰のない休憩所には簡易テントを設けることも、作業環境改善に大きな役割を果たします。このほかに効果のあった熱中症対策としては、ファン付き作業服が挙げられます。ファン付き作業服着用は、体感温度を比較的快適な状態に保てることから、猛暑日や炎天下の作業時には有効なマストアイテムとなっています。ヘルメット後部に取り付ける頭用の清涼ファンも試しましたが、着用時の重量感による違和感が強く、弊社では採用に至りませんでした。ファン付き作業服ほど普及していないように思われます。次に効果的だったのは、ヘルメットに貼り付ける熱中症シールです。正確な乾球温度とは言えませんが、外気温が32度を超えると色文字が浮き出る仕組みになっており、自身では判断がつかない時などでも他者の視点から客観的な熱中症予防の目安となり、一目で注意喚起を促すことのできる優秀なアイテムです。冷却スプレー クールタオルなども積極的に提供していますが、冷却スプレーには多くの商品にアルコール成分が含まれており、常温でも可燃性の蒸気を発生させるため、着火源があれば引火するという大変危険な面があるので、使用時には注意が必要です。

これらの色々な予防策を行っても、自身の体調管理を怠っていては意味がなく、この時期は自身の熱順化を促し、作業時間以外の体調管理に努める意識改革が一番大切なことかもしれません。意識の差によって結果が異なることは、周知の事実ではないでしょうか。

今後に期待する防水材料と施工

高山工業(株) 松島 隆

昨今、建設業界では労働者不足の問題が叫ばれています。これは、段階の世代が離職し、さらに若年者の入職者が確保できないことで、建設業に携わる者が大幅に減少しているためである。このような状況下で、防水工事業も同様の問題を抱えている。その対策の一つとして、労働者不足を補うために、作業の効率化や省力化を図れる防水材料の開発が望まれている。悪い例

を挙げれば、従来工法であるアスファルト防水工法では、1袋25kgのアスファルトコンパウンドや1本30kg程度あるルーフィング類などの防水材料や溶融釜の運搬、段取り、防水作業をするのに最低4人以上の防水工が必要となることや、積層工法による非効率作業、防水作業中の火傷の危険、溶融アスファルトの臭気の問題などにより若手入職者から敬遠され、扱い手が増えない現状がある。その打開策として必要なことは、2人以上の防水工だけで、無理なく防水作業することができる防水材料の開発である。例えば、機械や施工器具の使用により少人数で施工することができる防水材料や、材料の軽量化により運搬、移動、段取りが容易な防水材料など、手間や労力を省くことができる防水材料が現状、必要とされている。

また、併せて防水材料の効率化も必要とされている。具体的には、下地が未乾燥でも施工できる防水材料や、作業工程が少なく簡単に作業できる防水材料、攪拌が必要な1成分形の防水材料、天候の影響を受け難い防水材料などを要望する施工業者は多いと思われる。防水材料の省力化や効率化以外には、臭気・騒音・煙・火なし工法など、環境に優しい防水材料や、防水工の人体に健康被害のない、安全に配慮した防水材料の開発も必要である。今後、期待する防水材料と施工については、これらを網羅した材料と言えると思う。今後、新しい防水材料が開発されることを期待する。

仕事を効率的に進めるための心掛け

北川瀝青工業(株) 宮坂 信一

最近の仕事を振り返り考えてみると、随分変わってきたことが再度確認できます。新築工事の場合、あらかじめ決められた施工箇所に防水仕様が決められていることから、防水仕様の品質管理、工程管理、安全管理が主な業務になります。その中で、多工種を作業できる人員を確保できる場合、作業員の適切配置を心掛けることにより、防水工事の作業の効率化が図られます。

建設現場は日々動いており、必ずしも打合せしたところの下地や補修が完了しているか、確認できない場

合があります。そこで活躍するのがスマートフォンです。LINEやEメール等を使い、リアルタイムで写真を確認でき、適切な指示、確認が可能になりました。工事の種類や内容も、新築工事、建物の部分補修工事、全体改修工事が大部分を占めるようになりました。それに伴い、防水工種が多種多様となり、複合防水なども考慮し、他職との連携も当然必要になります。新築工事では作業駐車場、仮設設備、トイレや休憩所などの作業環境は、工事の規模によりますが、これまで元請が準備していました。しかし、補修・改修工事では、上記のような作業環境、安全施設の大部分を防水専門業者が段取りすることになります。必然と防水改修工事に伴う他業種、仮設、左官、塗装、設備配管業者など、幅広い業種との協力が必要になります。

デジタルカメラ、スマートフォン、電子メール、SNSなど、情報の伝達手段には、限りがありません。改修工事の現場では、規模にもよりますが(北陸地方は小、中規模が多い)、仮設、昇降、安全施設、荷揚、施工範囲図、屋根平面図、納まり図などを事前に準備すれば、きりがないほどの作業があります。

今まで必要なかったパソコン、CAD、スマートフォンのスキルなどが必要となっていました。自分ではまだ身につけていない、電子機器のスキルアップは重要な武器になります。また、エンドユーザーとの打合せに参加する機会も多くなり、パワーハラスメントではありませんが、トラブルのないよう打合せ事項は、後ほど書面で確認することも大切な作業になります。

個人的な意見になりますが、建設業のプロでない方に、不具合の原因と考えられる要因、その要因を解消するための工事説明の仕方が重要になります。その場で、写真などを見せながら話をする場合、後日それぞれ考えられる要因別に、対処方法、施工方法を提案し対処することになります。言葉で説明しにくい場合は、最近ではタブレット、モバイルPC、スマートフォンでのweb上の動画を見ていただくケースもあります。いかにして専門的な防水用語を、わかりやすく噛み砕いて伝えるか、言葉探しも重要なスキルとなります。

今までの防水工事の施工経験と施工技術に加え、他業種と情報の共有を図り、改修工事市場にも十分対応できる防水施工管理技術者を目指したいと思います。

職人不足の現状と対策

(株)マトバ 山根 誠三

就業者が減少の一途をたどり、人手不足が叫ばれて久しい建設業界において、大手ゼネコンから中小企業まで、根本的な解決の糸口が見えていないのが現状です。また、高齢化も深刻です。

建設業界がほかの業界と比較して人手不足が深刻なのは、「きつい」「汚い」「危険」など労働環境に対する、ネガティブイメージばかりが先行して、仕事のやり甲斐の部分が注目されにくいため、若い入職者が少ないと、さらに、長時間労働・低い給与水準・福利厚生の不足などが要因と考えられます。特に、建設業界の中でも、防水業界は一般の人の認識が低いように感じています。この問題への対策を考えると、若い人に防水業界の仕事の魅力を理解してもらうことが、一番の近道だと考えます。では、防水業界の魅力をどうやって若い人に伝えることができるのか、どういったツールがあるのか、ターゲットをどの年齢層にするのかなどの課題についての解決策を考えてみても、とても防水業者一社では対応できないのが現状です。

これらについて、この場を借りて提案ですが、全国防水工事業協会で若い人に見てもらえるサイトを開設しても良いのではないでしょうか。防水業界の仕事を知ってもらうことが第一歩です。防水の職種ごとに仕事や工事の内容を紹介するコンテンツと、高校生の男子学生のみならず、女子学生も興味を持つようなイラストや同世代が実際に仕事をしている動画を取り入れたサイトにすれば、興味を持たれると思います。さらに、技術が身につくことやスキルアップが可能な研修会が充実しており、「防水業界は知れば知るほど面白い業界」であること、定年や早期退職がない「安心して働ける業界であること」を知ってもらえば、少しずつでも入職者が増えるのではないかでしょうか。こういった広報活動と併行して、会員会社についても待遇改善や手間の省力化工法を積極的に取り入れ、技能員の待遇改善と離職率の低い業界にすることで、今後の将来を見据えなければならないと思います。

研修会、講習会等報告

北海道支部

●講演会

開催日：5月13日(月)

場 所：京王プラザホテル札幌

参加人数：30人

テーマ：「経営事項審査のポイントについて」

講師▷佐藤哉男氏〈北保証サービス(株)業務部長〉

東北支部

●講演会

開催日：4月19日(金)

場 所：TKP仙台カンファレンスセンター

参加人数：33人

テーマ：「建設業の働き方改革等について」

講師▷家久来隆男氏〈国土交通省 東北地方整備局 建政部 建設産業課 課長〉

関東・甲信支部

●講習会

開催日：8月6日(火)、7日(水)

場 所：本会事務所

参加人数：6人

テーマ：建設業経理士2級試験対策講習会

講師▷内田浩文氏〈本会常任理事〉

●講習会

開催日：9月12日(木)、13日(金)

場 所：本会ビル9階会議室

参加人数：13人

テーマ：2級建築施工管理技術検

定(仕上げ)試験対策講習会

講師▷内田浩文氏〈同〉

●第70回実務研修会

開催日：10月2日(水)

場 所：都立城南職業能力開発センター

参加人数：7人

テーマ：「BIM(Building Information Modeling) 対応3次元CAD体験研修」

●第71回実務研修会

開催日：10月17日(木)、30日(水)

場 所：都立城南職業能力開発センター

参加人数：17人

テーマ：「建設CAD(JW-CAD)初級研修」

●第72回実務研修会

開催日：11月19日(火)、20(水)、27日(水)

場 所：都立城南職業能力開発センター

参加人数：6人

テーマ：「建設CAD(Auto-CAD)初級研修」

●講習会(予定)

開催日：2月20日(木)、21日(金)

場 所：本会事務所

テーマ：建設業経理士2級試験対策講習会

講師▷内田浩文氏〈同〉

中部支部

●講習会

開催日：10月13日(日)、14日(月)

場 所：愛知県産業労働センター・ウインクあいち

参加人数：10人

テーマ：2級建築施工管理技士(仕上げ)直前講習会

講師▷内田浩文氏〈同〉



●研修会

開催日：10月24日(木)

場 所：愛知県産業労働センター・ウインクあいち

参加人数：32人

テーマ：「行政から建設業界が求められているもの」

講師▷井上良夫氏〈本会常任理事・経営委員長〉

北陸支部

●講習会

開催日：11月18日(月)

場 所：石川県地場産業振興センター

参加人数：26人

テーマ：「下請代金法に関する講習会」及び「下請ガイドラインに関する講習会(建築)」

講師▷河本知寛氏〈弁護士〉



近畿支部

●講習会

開催日：7月8日(月)

場 所：大阪産業創造館

参加人数：26人

テーマ：「建設キャリアアップシステムについて(制度概要並びに登録方法)」

講師▷鯨島優氏〈(一財)建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部 普及促進部 普及促進課 課長代理〉

テーマ：「建設業の『働き方改革』～【労働大転換期】を乗り切れ～」

講師▷石丸義夫氏〈大阪中央社会保険労務士法人 所長〉

●講習会

開催日：11月8日(金)

場 所：大阪産業創造館

参加人数：34人

テーマ：「外国人雇用について基礎知識からの講習会」

講師▷伊藤英伸氏〈伊藤社会保険労務士FP事務所 所長〉



●講習会(予定)

開催日：2月13日(木)

場 所：大阪産業創造館

テーマ：防水材料に関する内容を予定

中国支部

●講演会

開催日：5月14日(火)

場 所：メルパルク広島

参加人数：24人

テーマ：「最近の建設業界の話題について」

講師▷中田好彦氏〈国土交通省中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設専門官〉

●研修会

開催日：10月16日(水)

場 所：メルパルク広島

参加人数：20人

テーマ：「最近の防水業界の現況について」

講師▷井上良夫氏〈同〉



テーマ：「建設キャリアアップシステムの概要、登録方法等について」

講師▷高林潤吉氏〈(一財)建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部 普及促進部 普及促進課 指導役〉

九州・沖縄支部

●講演会

開催日：4月24日(水)

場 所：TKPガーデンシティ博多新幹線口

参加人数：50人

テーマ：「今後の建設業の課題について」

講師▷天方正彦氏〈国土交通省九州地方整備局 建政部 建設産業調整官〉

テーマ：「元請下請間における建設業法令遵守について」

講師▷樋口敏明氏〈国土交通省九州地方整備局 建政部 建設産業課長補佐〉

テーマ：「建設キャリアアップシステム技能者登録のテクニック」

講師▷長濱弘樹氏〈建設産業専門団体九州地区連合会 次長〉

テーマ：「法定福利費内訳の記載された見積書作成支援ソフトの紹介」

●講習会

開催日：9月28日(土)、29日(日)

場 所：支部事務局 会議室

テーマ：「2級建築施工管理技士直前講習会」

参加人数：11人

講師▷内田浩文氏〈同〉

●講習会

開催日：11月11日(月)

場 所：支部事務局会議室

テーマ：「下請ガイドラインに関する講習会(建設)」

参加人数：13人

講師▷山口真彦氏〈弁護士〉



●講習会(予定)

開催日：2月8日(土)、9日(日)

場 所：支部事務局 会議室

テーマ：「2級建設業経理士直前講習会」

全防協関係の叙勲・褒章、大臣表彰者紹介

黄綬褒章に坂田氏、葛西氏

春の褒章で当協会・監事の坂田守夫氏(坂田工業・長野県・業務精励)、秋の褒章で当協会・理事・東北支部長の葛西秀樹氏(東北ケミカル工業・宮城県・業務精励)が黄綬褒章を受章されました。



坂田守夫 氏 ご夫妻



葛西秀樹 氏 ご夫妻

有山氏が 国土交通大臣表彰

2019年度の建設事業関係功労国土交通大臣表彰で、当協会副会長の有山幸治郎氏(日本産業・東京都)が当協会推薦により表彰されました。



有山幸治郎 氏

瑞宝単光章に北村氏、先崎氏、中山氏

春の叙勲で北村滋和氏(エイ・アール工事・大阪府・専門工事業務功労)、秋の叙勲で先崎道成氏(先崎工業／糠信瀝青・専門工事業務功労)、中山春男氏(アフター企画／アルテック・日本における専門工事業務振興)が瑞宝単光章を受章されました。



北村滋和 氏 ご夫妻



先崎道成 氏



中山春男 氏

技能検定関係で厚労大臣表彰、中央職能開発協会会长表彰

昨年11月に行われた2019年度職業能力開発関係表彰式において、当協会関係では長年にわたる技能検定への貢献が評価され、菅原修氏(東北化工・秋田県)、神原陽一氏(神原防水工業・茨城県)、加藤和之氏(アルテック・神奈川県)、角田敏隆氏(ABM・長野県)、山崎睦治氏(山崎工業・大阪府)、濱原獎氏(はまはら・広島県)、橋口律雄氏(橋口工業・福岡県)、山口義博氏(山口産業・佐賀県)に厚生労働大臣から表彰状が授与されました。

また中央職業能力開発協会会长表彰で、技能検定事業関係の中央技能検定委員として、高野信之氏(オセオ防水工業・東京都)、江川慎吾氏(小島工務店東京支店・東京都)、都道府県技能検定委員として村田涉氏(北海道シリング工事業協同組合・北海道)、杉浦涉氏(エイ・アール工事・大阪府)、高橋講二氏(大三工業高知支店・高知県)、溝口隆志氏(南日防水工業・鹿児島県)の各氏にそれぞれ贈られました。



菅原 修 氏



神原 陽一 氏



加藤 和之 氏



角田 敏隆 氏



山崎 睦治 氏



濱原 奨 氏



橋口 律雄 氏



山口 義博 氏



高野 信之 氏



江川 慎吾 氏



村田 渉 氏



杉浦 渉 氏



高橋 講二 氏



溝口 隆志 氏

新たな防水工の建設マスター・建設ジュニアマスター誕生

〈2019年度優秀施工者国土交通大臣顕彰〉

優秀な技術・技能を持って建設産業の第一線で活躍し、後進の指導・育成等に多大な貢献をされている方を対象とした「優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)」において、当協会が推薦した猪俣祐次氏(格

総業／井上瀝青工業・埼玉県)、豊田慈氏(マサル・東京都)、佐藤正二氏(佐藤防水／高山工業・東京都)、高木雄二氏(名西・愛知県)、深江憲秀氏(日商建材・京都府)が、2019年度の建設マスターに選ばされました。

「青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)」には、当協会からの推薦では門前敏彦氏(神原防水工業・茨城県)、白石典裕氏(大榮・福岡県)が選ばされました。



猪俣祐次 氏



豊田 慈 氏



佐藤正二 氏



高木雄二 氏



深江憲秀 氏



門前敏彦 氏



白石典裕 氏

第7回 日中韓 防水シンポジウムに参加して

常任理事 内田浩文

2019年10月11日に、第7回日中韓防水シンポジウムが東京新宿区の早稲田大学総合学術センター国際会議場井深大記念ホールで開催されました。当初10月11日と10月12日の2日間の予定でしたが、台風の影響により、1日開催に変更されました。日本からは85人、中国から66人、韓国から30人、ほかに台湾・香港からの参加者も含め、合計200人を超える方々が参加しました。日本からは同シンポジウムの名誉顧問として、田中享二東京工業大学名誉教授をはじめ、大学、各防水



材料メーカー団体などから多数参加されました。当協会からは、苅谷純副会長が実行委員として参加しました。論文のテーマとしては、①各国の最新防水動向、②ドローン活用の動向、③ウレタンゴム系塗膜防水工事の生産性向上、その他のテーマがあり、合計25編の論文の発表、または論文集における寄稿がありました。

私は「日本における防水業界の課題と今後の対応～労働力の課題を中心に」をテーマに発表しました。2020年の東京五輪に向けて労働力不足が顕著になってくるなか、解決策として各種方策がとられており、その効果も徐々ではありますが、出始めています。さらに海外からの労働者の受け入れ制度も整いつつあり、今後重要性を増していくものと思われます。これらの点について説明し、100年の歴史ある日本の防水工事業を、次世代へとバトンをつなげようという内容で締めくくりました。発表にご協力いただいた方々、そして参加いただいた方々、ありがとうございました。

2019年度登録防水基幹技能者講習 合格者発表

当協会は〔新潟会場〕2019年10月1・2日、〔東京会場〕2019年10月15・16日に行った「2019年度登録防水基幹技能者講習」の合格者を12月5日に発表しました。合格者数は新潟会場がメンブレン30人、シーリング10人、東京会場がメンブレン74人、シーリング55人の計169人。今回の合格者を含めた資格者数は、累計で1682人となりました。

合格者は次のとおりです(受講番号順、敬称略)。

〔新潟会場〕

〈メンブレン〉

早津学、作林淳一、小山直裕、阿部淳、室賀治夫、庭山健太郎、島崎雅也、大橋大地、鉢田恭和、大石寛孝、中村大介、真保賢、阿部英明、三上実、小林敬、長谷川一明、伊藤実、高橋克幸、比企利昭、青池裕介、倉島智、伊藤博仁、盛山和貴、齋藤高志、小窪直貴、吉野守、黒田享寛、加賀谷大貴、鎌田光、齋藤直久

〈シーリング〉

原田光、岡田将太郎、宮澤剛、佐藤輝明、米山祥太、星知秀、神田直、奥山朋弘、白倉敬介、風間浩二

〔東京会場〕

〈メンブレン〉

西山光太郎、田松尚人、御厨健



一、小森邦男、斎木秀文、奥富幸正、岡部秀一郎、岡部久志、白井利幸、岡倉誠治、玄羽正利、岡本隆幸、浅野淳、小松由典、高橋学、石橋真介、藤田和哉、根本裕樹、田部井強太、坪利彦、荒川康伸、白石大臣、岸本裕樹、戸塚信行、仲村春哉、玉那覇哲也、五十嵐信男、熊倉兆志、傳野智泰、林昌克、間直之、小林隆博、川崎信、佐藤秀則、佐藤邦彦、小沼篤、須藤正貴、宮本雅也、岩邊清、榮門良人、後藤英孝、中山修一、橋田宣明、田辺健一、橋本享泰、栗山真史、川上寛樹、本田宏之、岩永忠敏、岩下雄一、山崎利博、小峰榮一、小峰正人、竹内涉、友定勝、浅井幸司、須賀孝雄、桧和田拓、穴久保智行、田邊知己、藍田敏明、村崎貴寛、大崎章、新山章仁、平井和行、宇野弘泰、岡本拓也、芳山純一郎、浅賀浩、高倉謙一、佐藤

慎次、横山墨、秋保孝幸、天本武暢

〈シーリング〉

魚田光信、大野辰夫、堀江充、渡辺伸一、村本章、大野知孝、田中英樹、佐藤研也、小川淳、酒見武次郎、笠原尚、安本賢、西崎和樹、東純平、武田基良、竹花克憲、押見克也、梅村国芳、竹村幸司、菊井亮成、木村大輔、藤野貴己、北野拓実、齋藤高広、村上健詞、松川幸一、志村寿明、西本健児、浅井章史、牧野仁志、脇本将司、稻田直幸、原元義雄、長谷川誠二、井上弘一、陣内聰、傳田成文、居軒伴宜、糸原千曜、千々和孝道、原慎吾、山崎優太、阿部忠敏、森藤弘、濱津真一、上野義成、塩田朋和、吉田秀人、萩原久司、楠本隆之、岡本恵太、菊地由人、杉浦啓太、杉浦淳司、吉田弘幸

参考資料

都道府県別公共工事設計労務単価金額推移(防水工)

都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減	
北海道	平成29	23,100	1,400	静岡県	平成29	25,300	1,000	山口県	平成29	21,100	600	
	平成30	24,100	1,000		平成30	25,800	500		平成30	21,800	700	
	令和元	25,100	1,000		令和元	26,500	700		令和元	22,000	200	
秋田県	平成29	21,200	1,100	愛知県	平成29	24,800	1,000	鳥取県	平成29	21,900	600	
	平成30	22,000	800		平成30	25,300	500		平成30	22,600	700	
	令和元	22,800	800		令和元	26,000	700		令和元	22,700	100	
青森県	平成29	20,600	1,100	三重県	平成29	24,700	1,000	島根県	平成29	20,800	600	
	平成30	21,400	800		平成30	25,200	500		平成30	21,500	700	
	令和元	22,300	900		令和元	25,900	700		令和元	21,600	100	
岩手県	平成29	21,300	700	岐阜県	平成29	23,000	900	中国平均	平成29	21,500	600	
	平成30	21,600	300		平成30	23,400	400		平成30	22,180	680	
	令和元	22,400	800		令和元	24,100	700		令和元	22,300	120	
宮城県	平成29	23,400	600	中部平均	平成29	24,450	975	徳島県	平成29	21,300	800	
	平成30	23,600	200		平成30	24,925	475		平成30	21,700	400	
	令和元	24,400	800		令和元	25,625	700		令和元	21,700	0	
山形県	平成29	23,700	1,300	新潟県	平成29	21,700	900	香川県	平成29	21,400	800	
	平成30	24,600	900		平成30	22,400	700		平成30	21,800	400	
	令和元	25,500	900		令和元	23,600	1,200		令和元	21,800	0	
福島県	平成29	24,000	800	富山県	平成29	21,700	900	愛媛県	平成29	21,100	800	
	平成30	24,300	300		平成30	22,400	700		平成30	21,500	400	
	令和元	25,200	900		令和元	23,600	1,200		令和元	21,500	0	
東北平均	平成29	22,367	934	石川県	平成29	22,500	900	高知県	平成29	21,100	800	
	平成30	22,917	550		平成30	23,300	800		平成30	21,500	400	
	令和元	23,767	850		令和元	24,500	1,200		令和元	21,500	0	
茨城県	平成29	25,500	500	福井県	平成29	21,700	500	四国平均	平成29	21,225	800	
	平成30	26,000	500		平成30	21,900	200		平成30	21,625	400	
	令和元	26,600	600		令和元	22,500	600		令和元	21,625	0	
群馬県	平成29	24,300	400	北陸平均	平成29	21,900	800	福岡県	平成29	20,200	800	
	平成30	24,700	400		平成30	22,500	600		平成30	21,400	1,200	
	令和元	25,300	600		令和元	23,550	1,050		令和元	22,300	900	
栃木県	平成29	26,400	500	大阪府	平成29	22,500	500	大分県	平成29	20,200	800	
	平成30	26,900	500		平成30	22,600	100		平成30	21,400	1,200	
	令和元	27,500	600		令和元	23,200	600		令和元	22,300	900	
埼玉県	平成29	27,400	500	京都府	平成29	22,400	500	佐賀県	平成29	20,300	800	
	平成30	27,900	500		平成30	22,500	100		平成30	21,500	1,200	
	令和元	28,500	600		令和元	23,100	600		令和元	22,400	900	
千葉県	平成29	27,500	500	滋賀県	平成29	22,400	500	長崎県	平成29	20,000	800	
	平成30	28,000	500		平成30	22,500	100		平成30	21,200	1,200	
	令和元	28,600	600		令和元	23,100	600		令和元	22,100	900	
東京都	平成29	28,400	500	奈良県	平成29	22,400	500	熊本県	平成29	20,100	800	
	平成30	28,900	500		平成30	22,500	100		平成30	21,400	1,300	
	令和元	29,600	700		令和元	23,100	600		令和元	22,300	900	
神奈川県	平成29	26,000	500	和歌山県	平成29	22,200	500	宮崎県	平成29	19,900	800	
	平成30	26,500	500		平成30	22,300	100		平成30	21,100	1,200	
	令和元	27,100	600		令和元	22,900	600		令和元	22,000	900	
山梨県	平成29	25,600	400	兵庫県	平成29	21,700	500	鹿児島県	平成29	20,000	800	
	平成30	26,100	500		平成30	21,800	100		平成30	21,200	1,200	
	令和元	26,700	600		令和元	22,400	600		令和元	22,100	900	
長野県	平成29	24,000	400	近畿平均	平成29	22,267	500	沖縄県	平成29	26,900	900	
	平成30	24,400	400		平成30	22,367	100		平成30	28,200	1,300	
	令和元	25,100	700		令和元	22,967	600		令和元	29,500	1,300	
関東甲信 平均	平成29	26,122	466	岡山県	平成29	22,200	600	九州・沖縄 平均	平成29	20,950	812	
	平成30	26,600	478		平成30	22,900	700		平成30	22,175	1,225	
	令和元	27,222	622		令和元	23,000	100		令和元	23,125	950	
				広島県	平成29	21,500	600	全国平均	平成29	22,796	724	
					平成30	22,100	600		平成30	23,398	602	
					令和元	22,200	100		令和元	24,047	649	

1. 本単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

2. 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価です。

3. 時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金、通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。

4. 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用)および一般管理費等の諸経費は含まれていません。

5. 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は、積算上、現場管理費等に含まれます。

6. 各平均における単価は単純平均で算出し、四捨五入しているため、増減額は表上の単価による計算額と必ずしも一致していません。

参
業
種
別
許
可
業
者
数
15
年
間
推
移

	許可業種	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	対17年比(倍)			
土木	167,896 0.4	163,775 △2.5	158,429 △3.3	152,883 △3.5	150,664 △1.5	149,020 △1.1	144,039 △2.5	140,049 △3.3	139,049 △3.5	134,480 △0.4	133,904 △3.3	133,833 △0.1	132,152 △1.3	129,978 △0.7	130,323 △0.3	125 —	0.78			
建築	208,833 0.5	193,083 △4.1	185,383 △3.6	184,718 △4.0	184,849 △0.1	177,407 △4.0	170,554 △3.9	164,038 △3.8	163,246 △0.5	162,538 △0.4	156,263 △2.6	154,808 △2.2	151,580 △2.1	151,188 △0.3	149,933 △0.3	140,325 —	0.72			
大工	65,555 1.9	64,534 △1.6	63,949 △0.9	63,309 △1.0	64,614 △1.4	66,463 △1.4	66,330 △0.9	65,975 △0.2	65,975 △0.2	66,630 △0.6	67,984 △1.5	66,629 △1.5	69,818 △1.5	71,553 △1.5	73,263 △1.5	74,24 —	1.12			
左官	17,888 3.6	17,899 0.1	17,937 0.2	17,931 △0.0	18,355 2.4	19,045 1.4	19,311 1.4	19,574 1.4	19,768 1.0	20,314 1.0	21,093 2.8	21,732 3.0	22,600 3.0	23,741 4.0	24,842 5.0	25 —	0.78			
とび・土工	169,586 1.7	167,707 △1.1	164,961 △1.6	162,403 △2.2	162,724 △1.6	161,895 △1.9	163,993 △1.3	159,264 △1.3	157,157 △1.6	158,645 △1.3	160,980 △1.3	166,041 △1.5	163,849 △1.5	168,891 △1.5	173,263 △1.5	174,24 —	0.72			
石	56,347 2.9	57,039 1.2	57,126 0.2	57,174 0.1	57,540 0.6	58,218 1.2	58,186 0.1	58,094 △0.2	58,094 1.5	58,173 1.4	59,239 1.8	60,673 1.1	61,778 1.1	63,368 1.1	65,322 1.2	67,425 1.2	—	0.78		
屋根	31,839 3.5	32,426 1.8	32,879 7	33,359 6	34,231 5	35,467 2.6	36,310 8	37,061 2.4	37,922 6	38,999 2.1	40,347 3.1	41,477 3.5	42,825 4.0	44,528 3.2	46,241 9	46,241 11	47,926 11	—	0.72	
電気	53,849 1.3	52,935 21	52,302 18	51,854 17	52,756 15	54,071 15	54,039 15	54,039 16	54,226 16	55,437 12	56,702 11	57,203 28	57,984 17	58,896 16	59,896 19	59,896 19	59,896 19	—	0.78	
管	98,527 1.3	91,982 22	90,075 21	87,999 23	87,768 23	88,234 21	86,866 21	85,139 22	83,948 22	83,890 21	84,260 21	83,754 22	83,968 22	84,454 0.3	85,578 0.3	85,578 23	85,578 23	—	0.72	
鋼構造物	66,398 3.3	67,076 1.0	67,355 10	67,594 12	68,379 16	69,578 12	69,747 14	69,622 14	69,708 15	70,832 15	72,375 14	73,601 13	75,360 13	77,490 13	79,774 14	79,774 14	80,552 14	80,552 14	—	0.72
鉄筋	11,900 4.5	12,153 4	12,333 5	12,503 6	12,882 5	13,612 2	14,100 4	14,460 5	14,784 5	15,183 8	15,652 22	16,565 27	17,621 2	18,918 2	19,948 3	19,948 3	20,421 4	20,421 4	—	0.72
舗装	97,199 1.7	96,777 17	95,286 17	93,587 21	92,861 21	92,653 24	92,653 23	91,017 23	89,237 23	88,136 21	88,982 21	89,117 19	89,117 20	89,634 20	90,459 20	91,720 21	91,720 21	—	0.72	
しゅんせつ	42,226 3.4	43,022 9	43,179 6	43,218 11	43,304 14	43,304 18	43,304 18	43,544 0.2	43,298 18	43,905 18	43,915 0.1	44,855 16	45,541 14	46,634 12	47,926 12	49,352 15	49,352 15	50,552 15	—	0.72
板金	15,739 4.1	16,037 5	16,318 4	16,651 4	17,181 4	18,002 5	18,604 5	19,101 5	19,531 4	20,142 4	20,960 3	21,744 4	22,084 4	24,124 4	25,355 4	25,355 4	25,355 4	—	0.72	
ガラス	11,249 4.5	11,628 3	11,908 3	12,213 3	12,655 3	13,312 2	13,312 3	13,879 2	14,372 2	14,930 2	15,404 2	16,165 2	16,890 2	17,820 3	18,993 3	19,954 3	20,054 3	20,054 3	—	0.72
塗装	44,334 4.0	44,975 6	45,544 8	46,069 7	47,041 13	48,469 13	49,204 9	49,788 9	50,318 9	51,560 9	53,119 10	54,626 10	56,565 9	59,058 8	61,368 8	61,368 10	61,368 10	—	0.72	
防水	19,655 4.7	20,382 2	20,965 2	21,549 2	22,246 3	23,327 3	24,284 4	25,091 3	25,786 3	26,540 3	27,592 5	28,590 5	29,941 5	31,584 5	32,270 7	32,270 7	32,270 7	—	0.72	
内装仕上	61,192 2.9	61,419 14	61,526 12	62,080 13	63,799 8	65,993 10	66,881 12	67,048 13	67,397 12	68,642 12	70,230 12	71,478 12	73,072 12	75,168 12	77,384 13	77,384 14	77,384 14	—	0.72	
機械器具設置	18,762 2.0	18,662 16	18,578 18	18,694 16	19,092 11	19,714 12	19,997 11	20,046 10	20,267 13	20,546 13	20,780 17	20,935 18	21,220 17	21,665 17	22,176 17	22,176 17	22,176 17	—	0.72	
熱絶縁	9,141 5.5	9,580 1	9,874 1	10,226 1	10,643 1	11,309 1	11,959 1	12,566 1	13,074 1	13,675 1	14,453 1	15,207 1	16,223 1	17,452 1	18,867 2	18,867 2	18,867 2	—	0.72	
電気通信	12,359 3.0	12,391 12	12,470 9	12,568 9	12,847 10	13,252 11	13,458 12	13,578 8	13,997 10	14,925 10	15,375 11	15,834 11	16,1086 11	16,4484 11	17,4779 11	17,4779 11	17,4779 11	—	0.72	
造園	35,969 0.4	35,208 26	33,978 24	32,461 25	31,515 24	30,796 27	29,657 27	28,540 26	27,599 26	27,133 26	26,658 27	26,938 26	25,938 25	25,527 25	25,527 25	25,527 25	25,527 25	—	0.72	
さく井	3,284 3.0	3,194 27	3,194 26	3,072 27	2,973 24	2,941 25	2,899 26	2,793 25	2,701 24	2,616 24	2,594 24	2,527 25	2,476 25	2,423 25	2,399 25	2,399 25	2,399 25	—	0.72	
建具	22,314 2.9	22,378 13	22,286 13	22,311 13	22,814 10	23,613 9	23,920 13	24,083 11	24,296 11	24,845 11	25,507 11	26,986 10	26,986 10	28,182 10	28,182 9	29,211 9	29,211 9	—	0.72	
水道施設	90,326 1.7	90,044 20	88,771 16	87,116 19	86,488 22	86,146 23	84,475 23	82,793 23	81,342 23	81,505 23	82,036 22	82,436 21	82,926 21	82,926 21	83,645 21	83,645 21	83,645 21	—	0.72	
消防施設	15,827 0.8	15,519 23	15,280 20	15,026 20	15,052 20	15,238 17	15,238 17	15,116 17	14,925 17	14,942 19	14,942 19	14,979 20	14,979 20	14,993 20	15,063 20	15,063 20	15,063 20	—	0.72	
清掃施設	739, △1.5	699, △2.1	690, △4.2	692, △3.9	694, △4.1	698, △2.6	692, △4.9	693, △4.1	693, △5.4	699, △5.4	701, △5.4	743, △3.2	743, △2.7	743, △2.7	743, △2.7	743, △2.7	743, △2.7	—	0.72	
解体	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	—	—	
合計	1,475,097 1.8	1,461,153 △0.9	1,441,766 △1.3	1,421,686 △1.4	1,428,516 0.5	1,445,501 1.2	1,432,496 1.2	1,416,051 1.1	1,402,930 1.0	1,417,248 1.5	1,438,850 1.5	1,447,257 0.6	1,478,876 1.5	1,504,663 1.5	1,564,968 1.5	1,564,968 1.5	1,564,968 1.5	1,564,968 1.5	—	0.72

(注) 1. 許可業種欄の□表示は仕上業種。
 (注) 2. 左列下段数字は、前年同月比(%)。右列は、前年同月比(%)に基づく28業種の順位(降順)。
 (注) 3. 対16年比(倍)欄における右列数字は、倍数に基づく28業種の順位(降順)。

年度別「防水施工」技能士資格取得状況

作業別 級別	シーリング防水	セメント系防水	ウレタンゴム系 防水	アクリルゴム系 防水	アスファルト 防水	改質アスファルト 防水	シート防水	塗化ビニル系 シート防水	コンクリート・ フレハ建築防水	FIP防水	改質アスファルトシート 常温施工防水	合計
	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
昭和51年度 ～平成6年度計	1,450	3,951	564	1,06	2,151	2,408	1,293	571	2,379	1,203	2,374	2,224
平成6年度	337	481	53	6	217	192	140	39	93	44	138	108
7年度	320	357	68	7	191	214	115	41	96	34	134	107
8年度	278	386	50	8	189	192	71	44	97	43	146	88
9年度	346	404	48	7	226	207	85	36	105	31	256	36
10年度	372	299	56	5	293	196	56	28	70	28	233	43
11年度	409	366	52	15	274	224	80	28	63	20	193	29
12年度	355	295	44	4	340	211	56	18	82	34	108	27
13年度	460	266	32	5	291	188	34	24	85	22	164	34
14年度	422	320	34	11	327	157	39	14	116	25	111	27
15年度	498	237	30	5	304	134	60	27	82	14	115	12
16年度	630	239	50	5	501	137	131	20	139	21	149	18
17年度	492	132	31	0	451	123	67	11	69	7	159	18
18年度	530	150	42	1	429	58	72	15	91	17	160	8
19年度	484	152	28	3	477	106	60	6	57	4	165	12
20年度	638	151	31	3	540	96	54	8	58	5	202	7
21年度	532	126	28	0	486	73	70	6	58	3	163	5
22年度	401	92	40	1	485	54	56	2	19	6	153	12
23年度	508	101	60	0	440	55	49	3	76	3	139	4
24年度	394	98	55	1	403	62	64	3	50	3	132	6
25年度	479	73	48	0	441	51	101	3	44	4	157	8
26年度	454	73	1	0	332	51	77	4	52	3	145	18
27年度	465	88	153	0	435	41	57	3	38	6	175	8
28年度	412	92	2	0	531	70	81	11	54	9	171	4
29年度	422	77	92	0	573	53	74	7	85	10	131	5
30年度	427	75	3	0	489	69	85	6	41	3	148	9
2019年度	375	102	59	0	522	64	63	5	1	0	3	0
合計	13,890	9,183	1,754	1,93	12,338	5,486	3,190	983	4,200	1,602	3,532	350

(一社)全防協調査による。※2019年度は前期合格発表分のみ。

参 加 団 体

(2019年度)

防水施工技能検定協力団体

都道府県	シーリング防水	セメント系防水	ウレタンゴム系 塗膜防水	アクリルゴム系 塗膜防水	アスファルト防水	改質アスファルト シート防水	シート防水	FRP防水	改質アスファルト シート常温粘着工法
北海道	北海道シーリング工事業協同組合・シリング防水技術向上協議会(旭川地区)	北海道塗膜防水工業協会	北海道塗膜防水工業協会	北海道アスファルト防水工事業協同組合	北海道アスファルト防水工事業協同組合	ロンブループ防水工事業協同組合北海道支部	北海道塗膜防水工事業協会	北海道アスファルト防水工事業協同組合	北海道アスファルト防水工事業協同組合
秋田県	秋田県シーリング会	—	秋田県防水工事業組合	—	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合	秋田県防水工事業組合
青森県	青森県シーリング防水協会	—	岩手県防水工事業協同組合	—	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合
岩手県	東北シーリング工事業協同組合岩手支部	—	宮城県防水工事業協会	—	宮城県防水工事業協会	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合	岩手県防水工事業協同組合
宮城县	東北シーリング工事業協同組合	—	山形県防水工事業組合	—	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合	山形県防水工事業組合
山形県	福島県防水工事業組合	—	福島県防水工事業組合	—	福島県防水工事業組合	福島県防水工事業組合	福島県防水工事業組合	福島県防水工事業組合	福島県防水工事業組合
福島県	福島県防水工事業協同組合	—	茨城県防水工事業連合会	—	茨城県防水工事業連合会	茨城県防水工事業連合会	茨城県防水工事業連合会	茨城県防水工事業連合会	茨城県防水工事業連合会
茨城県	茨城県防水工事業連合会	—	群馬県防水工事業協同組合	—	群馬県防水工事業協同組合	群馬県防水工事業協同組合	群馬県防水工事業協同組合	群馬県防水工事業協同組合	群馬県防水工事業協同組合
群馬県	群馬県防水工事業協同組合	—	栃木県防水技能土育成会	—	栃木県防水技能土育成会	栃木県防水技能土育成会	栃木県防水技能土育成会	栃木県防水技能土育成会	栃木県防水技能土育成会
埼玉県	埼玉県防水工業会	—	埼玉県防水工業会	—	埼玉県防水工業会	—	埼玉県防水工業会	埼玉県防水工業会	埼玉県防水工業会
千葉県	千葉県建設防水工事業協同組合	—	千葉県建設防水工事業協同組合	—	千葉県建設防水工事業協同組合	—	千葉県建設防水工事業協同組合	千葉県建設防水工事業協同組合	千葉県建設防水工事業協同組合
東京都	東日本シーリング工事業協同組合	東京都セメント系防水技能検定協議会	東京都塗膜防水技能検定協議会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会	東京都防水工事業協会
神奈川県	神奈川県建設防水事業協同組合	—	神奈川県建設防水事業協同組合	—	神奈川県建設防水事業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合
山梨県	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会
長野県	長野県防水工業会	—	長野県防水工業会	—	長野県防水工業会	—	長野県防水工業会	長野県防水工業会	長野県建設防水協会
静岡県	静岡県シーリング工事業協同組合	—	静岡県防水工業協会	—	静岡県防水工業協会	—	静岡県防水工業協会	静岡県防水工業協会	静岡県防水工業協会
愛知県	中部シーリング工事業協同組合	—	愛知県防水工事業協会	—	愛知県防水工事業協会	—	愛知県防水工事業協会	愛知県防水工事業協会	愛知県防水工事業協会
三重県	三重県職業能力開発協会	—	三重県職業能力開発協会	—	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会
岐阜県	岐阜県防水工業協会	—	岐阜県防水工業協会	—	岐阜県防水工業協会	岐阜県防水工業協会	岐阜県防水工業協会	岐阜県防水工業協会	岐阜県防水工業協会
新潟県	新潟県防水工事業協同組合	—	新潟県防水工事業協同組合	—	新潟県防水工事業協同組合	新潟県防水工事業協同組合	新潟県防水工事業協同組合	新潟県防水工事業協同組合	新潟県防水工事業協同組合
富山県	富山県シーリング工事業協同組合	—	富山県防水工事業協会	—	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会	富山県防水工事業協会
石川県	石川県シーリング工事協同組合	—	石川県防水工事業協同組合	—	石川県防水工事業協同組合	石川県防水工事業協同組合	石川県防水工事業協同組合	石川県防水工事業協同組合	石川県防水工事業協同組合

参 考 築

都道府県	シーリング防水	セメント系防水	ウレタンゴム系 塗膜防水	アクリルゴム系 塗膜防水	アスファルト防水	改質アスファルト シート防水	シート防水	塗化ビニール系 シート防水	F R P 防水	改質アスファルト シート常温粘着工法
福井県	福井県シーリング工事業協同組合	—	福井県防水工事協同組合	—	—	福井県防水工事協同組合	福井県防水工事協同組合	福井県防水工事協同組合	福井県防水工事協同組合	福井県防水工事協同組合
大阪府	関西シーリング工事業協同組合	七メント系防水技能検定協議会	関西塗膜防水工事業協会	関西塗膜防水工事業協会	金防協 近畿支部	金防協 近畿支部	金防協 近畿支部	シート防水技能協議会	シート防水技能協議会	全防協 近畿支部
京都府	—	—	京都府塗装工業協同組合・京都防水工事業協会	京都府塗装工業協同組合・京都防水工事業協会	—	京都防水工事業協会	京都防水工事業協会	京都建築防水協会・京都防水工事業協会	京都防水工事業協会	全防協 近畿支部
滋賀県	滋賀県防水工事業協会	—	—	滋賀県防水工事業協会	—	—	—	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	京都防水工事業協会
奈良県	—	—	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	—	—	—	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	京都防水工事業協会
和歌山县	和歌山县防水工事業協同組合	—	神戸防水協会	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	岡山県防水工事業協同組合	—	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	—
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	—	中国シーリング工事業協同組合	広島県防水技能検定協力会	中国塗膜防水工事業会	広島県防水技能検定協力会	広島県防水技能検定協力会	広島県防水技能検定協力会	中国塗膜防水工事業会	広島県防水技能検定協力会
広島県	—	—	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会
山口県	山口県職業能力開発協会	—	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	—	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合
鳥取県	鳥取県防水工事業協同組合	—	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	—	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会
島根県	島根県防水工事業協会	—	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	—	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	—	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	—	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会
香川県	香川県防水工事業協会	—	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	愛媛県防水技能士会	—
愛媛県	愛媛県防水技能士会	—	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会	高知県防水工事業協会
高知県	高知県防水工事業協会	—	九州シーリング工事業協同組合	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会	(一社)福岡県防水工事業協会
福岡県	九州シーリング工事業協同組合	—	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	(一社)福岡県防水工事業協会
佐賀県	佐賀県防水外壁工事業協会	—	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会	佐賀県防水外壁工事業協会
長崎県	長崎県職業能力開発協会	—	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会	長崎県職業能力開発協会
熊本県	(一社)熊本県防水工事業協会	—	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会	(一社)熊本県防水工事業協会
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	—	鹿児島県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	鹿児島県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合
鹿児島県	鹿児島県防水工事業協同組合	—	沖縄県防水施工業協会	沖縄県防水施工業協会	沖縄県防水施工業協会	沖縄県防水施工業協会	沖縄県防水施工業協会	鹿児島県防水工事業協同組合	鹿児島県防水工事業協同組合	—
沖縄県	沖縄県防水施工業協会	—	—	—	—	—	—	—	—	沖縄県防水施工業協会

(一社)全国防水工事業協会 賛助会員名簿 (2020年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所 在 地	電話番号	URL
コニシ(株)東京土木建設営業部	338-0832	埼玉県さいたま市桜区西堀5-3-35	048-637-9950	http://www.bond.co.jp
宇部興産建材(株)	105-0023	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	03-5419-6203	https://www.ube-ind.co.jp/ubekenzai/
化研マテリアル(株)	105-0003	東京都港区西新橋2-35-6 第3松井ビル	03-3436-4001	https://www.kaken-material.co.jp
横浜ゴム(株)	105-8685	東京都港区新橋5丁目36-11	03-5400-4173	https://www.yrc.co.jp/hamataite/
サンスター技研(株)住環境営業部	105-0014	東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル21階	03-5441-1467	https://jp.sunstar-engineering.com
昭石化工(株)営業部	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-7063	http://www.shosekikako.co.jp
(株)ダイフレックス	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階	03-5381-1555	https://www.dyflex.co.jp
デュポン・スタイル(株)	100-6111	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー25階	03-5521-0111	https://www.dupontstyro.co.jp/
田島ルーフィング(株)防水営業部	101-8579	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング21階	03-6837-8888	https://www.tajima.jp/
ディックブルーフィング(株)	151-0053	東京都渋谷区代々木3-24-3 新宿スリーケービル5階	03-6859-5020	http://www.dpcdpc.com/
東亞合成(株)建材・土木部	105-8419	東京都港区西新橋1-14-1	03-3597-7341	http://www.toagosei.co.jp
モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社建材グループ	107-6112	東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル	03-5544-3111	https://www.momentive.com/
東和工業(株)営業部	174-0043	東京都板橋区坂下3-29-11	03-3968-2301	http://www.towaltd.co.jp
日新工業(株)営業統括部	120-0025	東京都足立区千住東2-23-4	03-3882-2571	https://www.nisshinkogyo.co.jp/
双和化学産業(株)ボリルーフ第1事業部	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階	03-5476-2371	http://www.sowa-chem.co.jp/
野口興産(株)	176-8522	東京都練馬区豊玉北2-16-14	03-3994-5601	http://www.noguchi-kousan.co.jp
(株)フジキ	104-0033	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル2階	03-6280-2011	https://www.e-fjk.co.jp
フヨー(株)建材事業部	130-0003	東京都墨田区横川4-10-9	03-5608-0101	http://www.fuyo-web.co.jp
ロンシール工業(株)防水事業部	130-8570	東京都墨田区緑4-15-3	03-5600-1866	https://www.lonseal.co.jp
住ベシート防水(株)	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル	03-5462-8960	http://www.sunloid-dn.jp
AGCポリマー建材(株)	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 津の鶴人形町ビル7階	03-6667-8421	https://www.agc-polymer.com/
(株)イーテック	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル	03-6218-3842	https://www.etec.jsr.co.jp
(株)タイセイ	160-0023	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル9階	03-3364-1234	https://www.expantay.co.jp
保土谷建材(株)	104-0028	東京都中央区八重洲2丁目4-1 ユニゾ八重洲ビル	03-5299-8170	http://www.hodogaya.co.jp/hcp
ハセガワシート(株)	101-0035	東京都千代田区神田絣屋町34 東和神田ビル4階	03-3527-3160	https://www.hasegawakagaku.co.jp
白水興産(株)	105-0004	東京都港区新橋5-8-11 新橋エンタービル3階	03-3431-9713	http://www.hakusui-k.co.jp
カネカケンテック(株)	100-0011	東京都千代田区内幸町1-3-3	03-3596-7011	http://www.kktc.jp
早川ゴム(株)	135-0031	東京都江東区佐賀1-16-10	03-3642-9434	https://www.hrc.co.jp
(株)K・Cアスカ	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル6階	045-211-2801	http://www.kc-asuka.co.jp
昭和電工建材(株)	221-8517	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町8	045-444-1691	http://www.sdk-k.com
茶谷産業(株)建材事業ユニット	103-0023	東京都中央区日本橋本町2-8-7 オー・ジー東京ビル4階	03-6667-2364	http://www.chatani.co.jp
大泰化工(株)営業部	566-0072	大阪府摂津市鳥飼西3-11-2	072-654-5121	https://daitai.co.jp/
(株)ウォータイト	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町3-26-9	06-6487-1546	http://www.wotaito.co.jp
アーキヤマデ(株)	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10	06-6385-1268	https://www.a-yamade.co.jp
大日化成(株)	571-0030	大阪府門真市末広町8-13	06-6909-6755	https://www.dainichikasei.co.jp/
ジャパンマテリアル(株)	564-0063	大阪府吹田市江坂町1-23-5 大同生命江坂第2ビル3階	06-6192-9101	http://www.japanmaterial.co.jp/
ニッタ化工品(株)	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川4-4-26	06-6563-1206	https://www.nitta-ci.co.jp
高翔産業(株)	538-0044	大阪府大阪市鶴見区放出東2-9-21	06-6961-8871	https://www.takasyo.co.jp
大関化学工業(株)	658-0041	兵庫県神戸市東灘区住吉南町1-1-15	078-841-1141	https://www.ozeki-chemical.co.jp
シバタ工業(株)東京支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-21 JPRクロスト竹橋ビル8階	03-3292-3861	https://www.sbt.co.jp/
三ツ星ベルト(株)建設資材事業部	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21	078-685-5771	https://www.mitsuboshi.com/
山陽化研(株)	651-2128	兵庫県神戸市西区玉津町今津605-1	078-919-0341	
富士交易(株)	733-0037	広島県広島市西区西観音町11-20	082-294-4000	
七王工業(株)	765-0031	香川県善通寺市金蔵寺町180	0877-62-0951	https://www.nanao-net.co.jp

(一社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (2020年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所 在 地	電話番号	URL
北海道シーリング工事業協同組合	060-0032	北海道札幌市中央区北2条東10-15-28	011-251-3364	http://www.hokusikyou.or.jp
東北シーリング工事業協同組合	981-1232	宮城県名取市大手町5-12-5 大手町ビル2-B (株)イニテ工業所内)	022-302-4728	
全国イーテック防水工業会	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル22階 (株)イーテック内)	03-6218-3842	http://www.wp-etec.com
ゴムアスファルト防水工事業協同組合	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-5977	http://www.gomuasu.or.jp/
サラセーヌ工業会	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 沢の鶴人形町ビル7階 (AGCポリマー建材内)	03-6667-8427	https://saracenu-association.com/
サンロイドDN工業会	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル (住ベシート防水内)	03-5462-8960	http://www.sunloid-dn.jp
全国アロンコート・アロンウォール 防水工事業協同組合	105-0003	東京都港区西新橋1-11-8 丸万5号館3階	03-3595-2331	http://www.zen-aron.or.jp
全国バラテックス防水工事業協同組合	106-0044	東京都港区東麻布1-9-15 東麻布一丁目ビル7階	03-3582-8226	https://www.paratex.net/
全国ケミアスルーフ防水協同組合	103-0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 ユニゾ小伝馬町ビル6階(株エイ・アール・センター内)	03-5614-6295	http://www.ar-center.co.jp/
ダイフレックス防水工事業協同組合	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階	03-6864-0262	https://www.dyflex.or.jp
一般社団法人ディックブルーフィング 工業会	151-0053	東京都渋谷区代々木3-24-3 新宿スリーケービル5階	03-6859-5023	http://www.dpia.ne.jp
東西アスファルト事業協同組合	101-8579	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング21階	03-6837-8880	https://www.tozai-as.or.jp/
ニッタ防水工業会	162-0808	東京都新宿区天神町10番地 安村ビル (ニッタ化正品内)	03-3235-1713	https://www.nitta-roofing.com
日本アスファルト防水工業協同組合	120-0025	足立区千住東2-23-4(日新工業内)	03-6806-2666	http://www.nihon-as.or.jp
東日本シーリング工事業協同組合	135-0034	東京都江東区永代2-33-6 有沢ビル2階	03-3641-9561	http://www.toushikyo.jp/
ロンブルーフ防水工事業協同組合	130-0021	東京都墨田区緑4-15-3 ロンシールビル1階	03-5600-4036	http://www.lonproof.or.jp/
UBE防水工業会	105-0023	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館 (宇部興産建材内)	03-5419-6203	https://www.ube-bousui.com
東京都防水工事業協会	101-0025	東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	03-5833-2780	http://toboukyo.com
全国ポリルーフ工業会	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階 (双和化学産業内)	03-5484-3060	http://www.sowa-chem.co.jp/polyroof
コスマック工業会	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階 (株)ダイフレックス コスマック事業部内)	03-5321-9761	http://cosmic-k.com/
パンレタン防水工事業協同組合	104-0028	東京都中央区八重洲2丁目4-1 ユニゾ八重洲ビル9階 (保土谷建材内)	03-5299-8189	http://www.panretan.com
関東ハマタイトアーバンルーフ会	105-8685	東京都港区新橋5丁目36-11(横浜ゴムMBジャパン内)	03-5400-4880	http://www.khur.net/
神奈川県建設防水工事業協同組合	231-0002	神奈川県横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	045-212-1065	http://www.kanagawa-bousui.com
東日本ショウゼット工業会	221-8517	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町8 (昭和電工建材建設資材営業部内)	045-444-1691	http://shozet.jp
静岡県シーリング工事業協同組合	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島821-1(株静岡コーリング工業内)	054-283-9530	http://www.siz-sba.or.jp/sskumiai/
静岡県防水工事業協会	424-0061	静岡県静岡市清水区大内263(不二化成品内)	054-345-7401	http://www.shizuoka-bousuikyo.jp/
中部シーリング工事業協同組合	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-2-28 吉村ビル4階402	052-201-7086	http://chusikyou.com
富山県シーリング工事業協同組合	939-8211	富山県富山市二口町5-6-10(石動コーリング内)	076-493-7740	
石川県防水工事業協同組合	921-8062	石川県金沢市新保本1-465(日精工業内)	076-236-2670	http://www.kenbousui.com/
関西シーリング工事業協同組合	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町4-4-13 エフクレスト202	06-6946-2226	http://kansikyo.server-shared.com/
全国コンパック工業会	566-0072	大阪府摂津市鳥飼西3-11-2(大泰化工内)	072-654-5121	https://daitai.co.jp/products/conpack/association.html
全日アスファルト防水工事業協同組合	555-0034	大阪府大阪市西淀川区福町3-1-50	06-6474-7841	http://www.zennichiasu.jp
日本セリノール防水工事業協同組合	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産ビル11階 (茶谷産業内)	06-6271-2340	http://www.japan-cerinol.com
日本リベットルーフ防水工事業協同組合	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10 山出ビル	06-6385-5758	http://www.rivetroof.jp
全国サンタック防水工事業協同組合	564-0052	大阪府吹田市広芝町12-8(早川ゴム内)大阪支店内)	06-6386-6531	https://www.santac.or.jp/
関西サラセーヌ工業会	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江5-2-2 大拓ビル4階 (AGCポリマー建材内)	06-6453-6401	https://saracenu-association.com/
京都防水工事業協会	601-8367	京都府京都市南区吉祥院石原町14-1(東洋建材内)	075-662-1537	http://www.kbk.gr.jp
イサムエラストマー会	525-0072	滋賀県草津市笠山8-2-1(イサム塗料内)営業企画部内)	077-565-0210	http://www.elastomer.jp/index.html

(一社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (2020年1月現在、会員番号順)

会社名	〒番号	所 在 地	電話番号	URL
滋賀県防水工事業協会	520-2152	滋賀県大津市月輪1-13-9(株)メイコウ内)	077-545-5512	http://www.geocities.jp/shigabousui
ネオ・ルーフィング工業会	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21(三ツ星ベルト株内)	078-685-5771	http://www.neo-roofing.jp/
神戸防水協会	657-0035	兵庫県神戸市灘区友田町3-2-1(棚田建材株内)	078-841-3551	
中国シーリング工事業協同組合	730-0013	広島県広島市中区八丁堀1-12 マスキ八丁堀ビル4階	082-222-7578	http://www.sealing.or.jp
徳島県防水工事業協同組合	770-0801	徳島県徳島市上助任町蛭子122番地(南斎藤防水工業内)	088-622-2931	
高知県防水工事業協会	781-0013	高知県高知市薊野中町25-6(フルイチ(株)高知営業所内)	088-845-0624	
九州アスファルト工事業協同組合	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2階	092-713-5263	
九州シーリング工事業協同組合	810-0024	福岡県福岡市中央区桜坂2-1-3 荒川ビル21号	092-781-5660	
一般社団法人 福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2階	092-713-5263	
福岡市防水事業協同組合	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2階	092-713-5263	http://www.fc-bousui.com/
福岡県防水外壁工事業協同組合	839-0863	福岡県久留米市国分町1416-1	0942-21-4354	
大分県防水・外壁改修工事業協同組合	870-0017	大分県大分市弁天2-3-1(株)三宮工材内)	097-537-7822	
一般社団法人 熊本県防水工事業協会	860-0815	熊本県熊本市中央区春竹町春竹495-3	096-288-1682	http://kwpa.jp/
宮崎県防水工事業協同組合	880-0927	宮崎市源藤町葉山205番地2 1階	0985-67-5500	http://www.m-bousui.jp
鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403号	099-239-2829	https://k-bousui.jimdo.com

支部事務局一覧

地方支部名称	〒番号	事務局所在地	電話番号	FAX
北海道支部	060-0032	札幌市中央区北2条東3-2-2 マルタビル札幌4F	011-222-5206	011-222-0046
東北支部	981-3117	仙台市泉区市名坂字野蔵19-3 (株)東北丸本内	022-371-9711	022-371-9716
関東・甲信支部	101-0047	千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル6F	03-5298-3793	03-5298-3795
中部支部	462-0035	名古屋市北区大野町4-12 重喜防水工業(株)内	052-508-8736	052-508-8737
北陸支部	921-8023	金沢市千日町8-30 北川瀝青工業(株)内	076-241-1131	076-242-0924
近畿支部	540-0023	大阪市中央区北新町3-4 三信ビル3F	06-6966-1555	06-6966-1588
中国支部	733-0036	広島市西区観音新町3-1-3 アオケン(株)内	082-292-3201	082-292-6238
四国支部	763-0071	丸亀市田村町625 (株)日新建工内	0877-24-3535	0877-24-3537
九州・沖縄支部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2F	092-713-5263	092-713-5411

全防協作成刊行物

●『防水施工法』(八訂版)

B5判・670頁・2017年8月発刊
価格：一般価格 9,000円+税 会員価格 5,000円

防水施工の教科書として、国家資格である防水技能士の受検用参考書として広く活用されてきた「防水施工法」の7回目の改訂版となります。今回の改訂では、防水層の種別とその工法及び特徴を見直し、各防水の共通する項目については、整合を図りながら、「主要材料と補助材料」や「施工用機械・工具類」などの見直しを行い、「増張りや各部の処理」を追加しております。

防水施工法

一般社団法人 全国防水工事業協会編

- 目 次
- 第1章 総 論
- 第2章 アスファルト系防水
- 第3章 合成ゴム系防水
- 第4章 塩化ビニル樹脂系防水
- 第5章 熱可塑性エラストマー系防水
- 第6章 エチレン酢酸ビニル樹脂系防水
- 第7章 ウレタンゴム系防水
- 第8章 ゴムアスファルト系防水
- 第9章 FRP系防水
- 第10章 セメント系防水

- 第11章 保護仕上げ
- 第12章 外壁防水
- 第13章 建築防水の変遷
- 〔付録1〕防水工事用材料関連 JIS (日本工業規格) 拠点
- 〔付録2〕JIS (日本工業規格) 製図通則 (1999) 拠点
- 〔付録3〕関係法規 拠点
 - a. 労働安全衛生法関連法令
 - b. 建築基準法関連法令
 - c. 消防法関連法令



各都道府県防水組合等一覧 (2020年1月現在)

都道府県	名 称	〒番号	所 在 地	役職名	代表者名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道防水工事業団体連合会	060-0032	札幌市中央区北2条東3丁目2-2 マルタビル札幌4階	会長	小仲 直樹	011-222-5206	011-222-0046
秋田県	秋田県防水工事業組合	010-0038	秋田市橋山城南新町6-7 (有)秋田止水内	会長	開發 邦彦	018-834-4020	018-831-3917
青森県	青森県防水工事業協会	030-0802	青森市本町4-2-16 ヤマイシ本町マンション1階	会長	高橋 栄一	017-762-7495	017-762-7496
岩手県	岩手県防水工事業協同組合	020-0122	盛岡市みたけ6丁目1-23 (有)燐ケミカル内	理事長	三上 誠	019-646-8066	019-646-8067
宮城県	宮城県防水工事業協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町3-11-10 東北レヂボン(株)内	代表理事	浅野目 孝之	022-292-6446	022-292-6447
山形県	山形県防水工事業組合	990-8678	山形市流通センター3-8-1 山建工業(株)内	組合長	森谷 純一	023-633-3003	023-626-1330
福島県	福島県総合防水工事業協同組合	963-8071	郡山市富久山町久保田字宮田100番地 郡山シーリング(株)内	代表理事	金澤 正夫	024-943-1330	024-943-1330
茨城県	茨城県防水工事業連合会	306-0234	古河市上辺見1-2664 (有)神原防水工業内	会長	神原 陽一	0280-31-3333	0280-31-3335
群馬県	群馬県防水工事業協同組合	371-0847	前橋市大友町2-29-31	理事長	柴崎 晟	027-254-3342	027-254-3342
栃木県	栃木県建築防水工事業協同組合	321-0345	宇都宮市大谷町1235-7	代表理事	磯 昭洋	028-652-5020	028-616-2015
埼玉県	埼玉県防水工業会	339-0074	さいたま市岩槻区本宿37-1 (株)高信工業内	理事長	大澤 孝至	048-756-1622	048-756-1622
千葉県	千葉県建設防水工事業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央4-14-1 不動産ビル2階	理事長	関 正一	043-222-4751	043-222-4734
(千葉市)	千葉都市防水工事業協同組合	260-0023	千葉市中央区出洲港9-10	理事長	下地 空男	043-242-8531	043-242-8531
東京都	東京都防水工事業協会	101-0025	千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	会長	佐々木 浩	03-5833-2780	03-5833-2781
神奈川県	神奈川県建設防水工事業協同組合	231-0002	横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	理事長	加藤 和之	045-212-1065	045-212-3464
(横浜市)	横浜市防水工事業協同組合	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階	理事長	大久保 満	045-681-4492	045-681-4493
(川崎市)	川崎市防水工事協力会	210-0914	川崎市幸区大宮町24 メゾン柏 (株)神奈川商会内	会長	武田 義雄	044-544-7877	044-544-6975
山梨県	山梨県建設防水協会	400-0862	山梨県甲府市朝氣3丁目10-10 光産業(株)内	会長	赤池 美彦	055-235-8726	055-235-8725
長野県	長野県防水業協会	399-0039	松本市小屋北1-19-6 (株)仙嶺内	会長	林 靖稔	0263-58-3188	0263-58-5586
静岡県	静岡県防水工事業協会	424-0061	静岡市清水区大内263 不二化成品(株)内	会長	杉山 友彦	054-345-7401	054-346-8866
愛知県	愛知県防水工事業協会	462-0837	名古屋市北区大杉2-7-15 大池建工(株)内	会長	中澤 浩一	052-908-0300	052-908-0301
三重県	三重県防水工事業協会	514-0002	津市島崎町135-6 (株)アートテックエンジニア内	会長	久保 直也	059-222-0533	059-222-0544
岐阜県	岐阜県防水業協会	506-0058	岐阜県高山市山田町254-1 安全防水工事(株)内	会長	大田 正彦	0577-32-3554	0577-35-1375
新潟県	新潟県防水工事業協同組合	950-0925	新潟市中央区弁天橋通1-7-4	理事長	吉井 清	025-287-2000	025-286-7690
富山県	富山県防水工事業協会	933-0917	高岡市京町11-32 一公工業(株)内	代表幹事	小島 一元	0766-23-0391	0766-23-0361
石川県	石川県防水工事業協同組合	921-8062	金沢市新保本1-465 日精工業(株)内	理事長	新谷 陽一	076-236-2670	076-236-2671
福井県	福井県防水工事協同組合	918-8114	福井市羽水1-705 新明防水工業(株)内	理事長	房川 正己	0776-43-1265	0776-43-1265
大阪府	大阪防水工事業協会	532-0036	大阪市淀川区三津屋中3-9-26	会長	泉 勝之	06-6101-1000	06-6101-1001
京都府	京都防水工事業協会	601-8367	京都市南区吉祥院石原町14-1 東洋建材(株)内	会長	清水 克哉	075-662-1537	075-662-1537
滋賀県	滋賀県防水工事業協会	520-2152	大津市月輪1-13-9 (株)メイコウ内	会長	杉本 憲央	077-545-5512	077-545-0955
奈良県							
和歌山県	和歌山県防水工事業協同組合	640-8319	和歌山市手平1-2-22 生駒労務経営事務所内	理事長	大芝 一眞	073-424-5723	073-426-5622
兵庫県	神戸防水協会	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-1 棚田建材(株)内	会長	中村 高明	078-841-3551	078-841-3553
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	700-0063	岡山市北区大安寺東町22-17	理事長	川合 明	086-251-5020	086-251-5020
広島県							
山口県	山口県防水工事業協同組合	753-0212	山口市大字下小鶴字大畠3952-11	理事長	岡村 授	083-927-7555	083-927-7556
鳥取県	鳥取県防水工事業協同組合	682-0021	倉吉市上井81-1 鳥取県中部建築工務士会内	理事長	近藤 修司	0858-24-6557	0858-24-6559
島根県	島根県防水工事協会	699-0404	松江市宍道町東来待809-28 山陰防水建材(有)内	会長	堀内 満	0852-66-3988	0852-66-0338
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	770-0801	徳島市上助任町蛭子122番地 南斎藤防水工業内	理事長	中條 秀人	088-622-2931	088-653-4259
香川県	香川県防水業協会	769-0102	高松市国分寺町国分289-2 極東化成(株)内	会長	三好 啓一	087-874-4623	087-874-5192
愛媛県							
高知県	高知県防水工事業協会	781-0013	高知市薬野中町25-6 フルイチ(株)高知営業所内	会長	白坂 吉友	088-845-0624	088-846-0281
福岡県	一般社団法人 福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2階	会長	山本 健治	092-713-5263	092-713-5411
(福岡市)	福岡市防水工事業協同組合	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-2-8 セントラルビル2階	理事長	永江 寿	092-713-5263	092-713-5411
(北九州市)	北九州市防水工事業協同組合	802-0082	北九州市小倉北区古船場町4-17 近藤ビル2階	理事長	月形 孝司	093-531-4607	093-531-4609
大分県	大分県防水・外壁改修工事協同組合	870-0017	大分市弁天2-3-1 (株)三宮工材内	理事長	堀 智樹	097-537-7822	097-537-7822
佐賀県	佐賀県防水改修技術協会	840-0861	佐賀市嘉瀬町中原1475 (株)野口装建内	会長	野口 弥寿男	0952-24-1516	0952-24-1535
長崎県	長崎県防水工事業協同組合	852-8133	長崎市本原町26-15 博栄工業(株)内	理事長	有田 昌史	095-846-5667	095-849-4013
熊本県	一般社団法人 熊本県防水工事業協会	860-0815	熊本中央区春竹町春竹495-3	会長	松本 一	096-288-1682	096-288-1692
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	880-0927	宮崎市源藤町葉山205番地 2 1階	理事長	平木 泰英	0985-67-5500	0985-67-5501
鹿児島県	鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403	理事長	山崎 洋	099-239-2829	099-239-2829
沖縄県	沖縄県防水施工業協会	901-0301	糸満市字阿波根495-1 沖縄古賀防水工業(株)内	会長	古賀 博美	098-994-3678	098-994-0979

(注) ■は特別会員 都道府県の()内は政令指定都市

今回特集の一つとして取り上げました「建設キャリアアップシステム」は、2019年4月より本運用が開始され、技能者の就業履歴を蓄積することが可能になりました。当協会ではこうした状況をふまえ、同年10月に「防水施工技能者能力評価基準」を策定し、国土交通大臣の認定を受けました。

「建設キャリアアップシステム」に登録した防水施工技能者は、当協会に対して能力評価の申請をすることにより、技能レベルに応じたカード（ゴールド、シルバー、ブルー）の交付を受けることができるようになります。

同能力評価基準では、最高位のレベル4の保有資格として、登録防水基幹技能者が必要な資格の一つとされています。レベル1～レベル3の防水施工技能者の方はレベル4の認定を受けるため、登録防水基幹技能者講習の受講をお勧めいたします。

最後になりましたが、特集の執筆者各位に感謝申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご健康を祈念申し上げます。

2020年度通常総会日程

本部の2020年度通常総会の開催日が下記の通り決定しました。会員の皆様多数のご出席をお願いいたします。

開催日：2020年6月1日(月)

※総会後に懇親会がございます。

開催場所：ホテルグランドパレス

東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111

都営地下鉄新宿線・半蔵門線 九段下駅下車 徒歩3分

東京メトロ東西線 九段下駅下車 徒歩1分

JR線・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 徒歩7分

広告索引 (五十音順)

アーキヤマデ	4
イーテック	54
宇部興産建材	56
エイ・アール・センター	4
オーケーレックス	53
大関化学工業	2
香川鉄工	53
化研マテリアル	表3
勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	31
K・Cアスカ	56
合成高分子ルーフィング工業会	52
ジャパンマテリアル	4
セブンケミカル	52
全国アロンコート・アロンウォール防水工事業協同組合	55
全国イーテック防水工業会	54
全国ケミアスルーフ防水協同組合	4
全国サンタック防水工事業協同組合	54
全国ポリルーフ工業会	55
全国防水改修工事業団体連合会	6
ソトウ	51
双和化学産業	55
タイセイ	1
ダイフレックス	50
大同塗料	51
田島ルーフィング	表2, 6
ディックプルーフィング	56
ディックプルーフィング工業会	56
東西アスファルト事業協同組合	表2
日新工業	表4
日本ウレタン建材工業会	52
日本リベットルーフ防水工事業協同組合	4
日本防水材料協会	38
バーカス環境	54
白水興産	3
早川ゴム	54
フェザーフィールド	2
三ツ星ベルト	53
山装	55
ライナックス	49
ロンシール工業	3
ロンプルーフ防水事業協同組合	3

全防協 No.31

2020年1月30日発行

発行人——中村 陽祐

発行所——一般社団法人 全国防水工事業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル

TEL. 03-5298-3793 FAX. 03-5298-3795

ホームページ <https://www.jrca.or.jp>

編集・制作——株式会社 新樹社

〒110-0005 東京都台東区上野7-11-6 上野中央ビル

TEL. 03-5828-0311 FAX. 03-5828-0312

ホームページ <http://bousui.press-shinjusha.co.jp/>